

決裁・供覧

件名	平成30年度 内閣法制局職員法制執務研修の実施について			文書番号	
伺い文	伺い文（別紙）参照				
起案	起案日	平成30年6月28日		受付日	
	部署	内閣法制局 長官総務室 総務課 人事係		決裁処理期限日	
				決裁日	平成30年6月29日
	起案者	武藤 流斗		施行処理期限日	
				施行日	
	連絡先			施行先	
分類名稱	大分類	研修		施行者	
	中分類	内閣法制局		行	
	名称(小分類)	内閣法制局職員研修（平成30年度）			取扱上の注意
	秘密区分				
取扱区分	秘密期間終了日			機密性格付け	2
	指定事由			取扱制限	
				保存	行政文書保存期間
		保存	保存期間満了時期	平成34年3月31日	
決裁供覧欄	長官総務室 木村 陽一（総務主幹）【済】				
	長官総務室 総務課 田中 元隆（課長）【済】				
	長官総務室 調査官 北畠 亘（調査官）【済】				
	長官総務室 総務課 久下 富雄（課長補佐）【済】				
	長官総務室 総務課 脇部 尚美（専門官）【済】				
	長官総務室 総務課 人事係 伊藤 清佳（係長）【済】				
備考欄					

標記について、別紙「平成30年度 内閣法制局職員法制執務研修実施要領」のとおり実施することとし、別紙「平成30年度 内閣法制局職員法制執務研修の実施について（事務連絡）」により各部総務主任等に連絡することとしてよろしいか、伺います。

【研修日時】

平成30年7月25日（水）14時から16時まで
平成30年7月26日（木）14時から16時まで

伺
い
文
（
別
紙
）

(案)

事務連絡
平成30年月日

第一部 法令調査官 殿
第二部 総務主任 殿
第三部 総務主任 殿
第四部 総務主任 殿
長官総務室 各課課長補佐 殿

長官総務室調査官

平成30年度 内閣法制局職員法制執務研修の実施について

標記研修を別紙「平成30年度 内閣法制局職員法制執務研修実施要領」により実施することとしたので、連絡します。

については、別添「平成30度 内閣法制局職員法制執務研修参加予定者」により職員研修の受講者氏名を記載し、7月13日（金）までに、当職宛て提出願います。

(別紙)

平成30年度 内閣法制局職員法制執務研修実施要領

1. 目的

内閣法制局の職員として、法令案の審査に当たって必要な立法技術に係る知識を修得させる。

2. 研修日時、研修の内容及び講師

研修日時	研修内容及び講師
7月25日（水） 14:00～16:00	○セミナー ・法制執務に関する疑問等について 解説：北畠調査官
7月26日（木） 14:00～16:00	○セミナー ・演習問題（改め文の誤りやすい箇所について） 解説：北畠調査官

3. 研修対象者

法令審査に携わっている事務官及び受講を希望するその他の事務官

4. 研修会場 内閣法制局会議室（12階1225号室）

(別添)

平成30年度 内閣法制局職員法制執務研修参加予定者

所属

氏名	7/25(水)	7/26(木)	備考

※氏名欄に受講者の氏名を御記入の上、受講希望日の日付欄の該当箇所
に「○」印を付けて下さい。

番号	実務上の疑問点、実際に悩んだケース等	ワークブック、事務提要等に関連する場合には、その該当箇所
1	【改め文で引用する字句の切り方について】改め文について、できるだけ文字数を節減するよう努めているところ、最近長官から、以下の指摘を受けたので紹介する。(添付用例参照) 「、」に改めるのを避けるため、「及び」を改める形とすること。	
2	【号の細分に係る表現について】号の細分に係る表現について、最近に以下の検討を行ったので紹介する。宜しければご意見を賜りたい。(添付用例参照) 添付例のとおり、全ての号の細分に同じ改正があり、当初は「第一号中」で特定して改めていたところ、部長から、「号の柱書にも同じ改正があるのであれば「第一号中」が適当ではないか」との指摘を受けた。これを受けて検討し、これが号であれば「各号中」とするところであるが同様の表現がないため、より特定する趣旨から、過去の用例も踏まえて「第一号イからハまでの規定中」とした。	
3		【表中の改正の特定方法について】表中の文言を改正する際の表現について、ご意見を賜りたい。 <表中の欄の特定について> 表中の改正は基本的に項単位で行い、必要があれば更に上中下欄で分けて特定している(用例Ⅰ)。このとき、他の項(用例Ⅰ)でいうと、「第二十一条第一項の項」以外の項)については、改正箇所を上中下欄で特定する必要はないか。また、工夫次第で上中下欄の特定を避けれる改正も可能と思われるが、そのような手段を探る場合はあるか。(用例Ⅰの場合、「掲げる業務」と「、附則第八条…」の改めを分ければ、中欄、下欄での特定を回避することができる)。 <複数の項をまとめて改正する場合、「表…の項及び(同表)…の項中」で特定複数の項をまとめて改正する場合、「表…の項及び(同表)…の項中」で特定しており、用例によって「同表」の有無に相違がある(用例Ⅰ、Ⅱ)。通常の項の場合、「…条第〇項及び同条第△項」とすることはないので、基本的に同表は不要と思われるが如何か。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「—第二条」に、「第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条—第二十四条）」を「第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条—第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措

二十四条)

置（第二十四条の二—第二十四条の八）」に、「四十条」を「四十条の二」に、「第五章 移動等円滑

化経路協定（第四十一条—第五十一条）」を「第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条—第五十一条）

第五章の二 移動等円滑化施設協定（第五十一条の二）

に、「第六十四条」を「第六十六条」に改める。

第一条の次に次の二条を加える。

第六十五条 第九条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十六条 第二十四条の八第一項（第四十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、目次の改正規定（「第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条—第五十一条）」を

「第五章

第五章の

移動等円滑化経路協定（第四十一条—第五十一条）

に改める部分に限る。）、第二条第四号ハ及びホ、

二 移動等円滑化施設協定（第五十一条の二）

第五号ニ、第七号、第二十三号ハ並びに第二十五号の改正規定、第八条の改正規定、第九条の次に六条を加える改正規定、第二十二条の次に一条を加える改正規定、第五章の次に一章を加える改正規定、第五十

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正）

第五条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「及び」を「」に、「第二十五条」を「第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条」に改める。

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第五条	（地域公共交通網形成計画）	（地域公共交通網形成計画）
2 ～ 4 （略）	5 地域公共交通網形成計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。	5 地域公共交通網形成計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。
6 ～ 10 （略）	6 ～ 10 （略）	6 ～ 10 （略）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「一第二条」に、「第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条一第二十四条）」を

〔第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八

条一第二十四条）

に、「第四十条」を「第四十条の二」に、「第六十四

する措置（第二十四条の二一第二十四条の八）」

条」を「第六十五条」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国

第六十五条を第六十六条とし、第六十四条の次に次の二条を加える。

第六十五条 第九条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第二条及び次条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第二条の規定の施行の際現に工事中の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法による旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）の新たな建設又は同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項の主務省令で定める大規模な改良については、同項の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正)

第五条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「計画及び」を「計画、」に、「第二十五条」を「第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条」に改める。

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案 現 行

（地域公共交通網形成計画）

第五条（略）

2 3 4

（略）

（地域公共交通網形成計画）

第五条（略）

2 3 4

（略）

5 地域公共交通網形成計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。

5 地域公共交通網形成計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。

6 3 10

（略）

政令第

号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十条第一項、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第四項第三号及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十九条の十八第一項」を「第十九条の二十第一項」に改める。

第七条第二項中「特例」の下に「（次項において単に「都市計画等の特例」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

3 都市計画等の特例の対象となる関連公共公益施設整備事業（都市再生事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業をいう。）に係る当該都市再生事業についての法第二十条第一項の

政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。

第十一条の見出し及び第十二条の見出し中「都市再生事業」を「都市再生事業等」に改める。

第二十四条中「第八十一条第十一項」を「第八十一条第十四項」に改める。

(建築基準法施行令の一部改正)

第一条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一百四十四条の五を削り、第一百四十四条の六を第一百四十四条の五とする。

(都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正)

第三条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「土地区画整理事業」を「土地区画整理事業等」に改め、同条中「第一条第四項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二十条の見出し中「土地区画整理事業」を「土地区画整理事業等」に改め、同条中「第一条第四項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二十一条及び第二十二条中「第一条第四項第三号」を「第一条第四項第四号」に改める。

第二十三条中「第一条第四項第四号の」を「第一条第四項第五号の」に改め、同条第一号イからハまでの規定中「第一条第四項第四号イ」を「第一条第四項第五号イ」に改める。

第二十四条中「第一条第四項第四号」を「第一条第四項第五号」に改める。

第三十条第五号中「第四項第四号」を「第四項第五号」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第四条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十三号中「及び第七十三条第二項」を「、第七十三条第二項及び第百九条の二第三項」に改める。

附 則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月十五日）から施行する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地 区画整理事業等の基準）	（資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地 区画整理事業の基準）
第十九条 法第一条第四項第二号及び第三号の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。	第十九条 法第一条第四項第二号の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一～三 （略）	一～三 （略）
（資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地 区画整理事業等に要する費用の範囲）	（資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地 区画整理事業に要する費用の範囲）
第二十条 法第一条第四項第二号及び第三号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理事法施行令第六十三条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる費用（法第二条第五項の表三の項目区分の欄に規定する場合にあっては、同欄の保留地の管理処分に要する費用を含む。）及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給の他の供給施設又は処理施設の新設又は変更の工事に要する費用の二分の一とする。	第二十条 法第一条第四項第二号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理事法施行令第六十三条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる費用（法第二条第五項の表三の項目区分の欄に規定する場合にあっては、同欄の保留地の管理処分に要する費用を含む。）及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は変更の工事に要する費用の二分の一とする。
（資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業の基準）	（資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業の基準）
第二十一条 法第一条第四項第四号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる当該土地区画整理事業が施行される区域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	第二十一条 法第一条第四項第三号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる当該土地区画整理事業が施行される区域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第二十二条 法第一条第四項第四号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理事法施行令第六十三条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる費用（法第二条第五項の表三の項区分の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分に要する費用を含む。）の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる土地区画整理事業の施行者等が出資している法人)

第二十三条 法第一条第四項第五号の政令で定める法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一次に掲げる者のいずれかが、それぞれに定める割合を超えて（イにあつては、イに定める割合以上）資本金、基本金その他これらに準ずるものに出資している法人であること。

イ 法第一条第四項第五号イに掲げる者（地方公共団体に限る。）

四分の一

ロ 法第一条第四項第五号イに掲げる者（地方公共団体以外の者に限る。ハにおいて同じ。）又は同号ロ若しくはハに掲げる者 二分の一

ハ ロに掲げる者（法第一条第四項第五号イに掲げる者にあつては、個人施行者及び区画整理会社に限る。）及び地方公共団体 二分の一

(資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第二十二条 法第一条第四項第三号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理事法施行令第六十三条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる費用（法第二条第五項の表三の項区分の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分に要する費用を含む。）の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる土地区画整理事業の施行者等が出資している法人)

第二十三条 法第一条第四項第四号の政令で定める法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一次に掲げる者のいずれかが、それぞれに定める割合を超えて（イにあつては、イに定める割合以上）資本金、基本金その他これらに準ずるものに出資している法人であること。

イ 法第一条第四項第四号イに掲げる者（地方公共団体に限る。）

四分の一

ロ 法第一条第四項第四号イに掲げる者（地方公共団体以外の者に限る。ハにおいて同じ。）又は同号ロ若しくはハに掲げる者 二分の一

ハ ロに掲げる者（法第一条第四項第四号イに掲げる者にあつては、個人施行者及び区画整理会社に限る。）及び地方公共団体 二分の一

議題3関係

9 平成19年5月11日 金曜日 官 報 (号外第95号)

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第三十六号

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第一条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条 第四条)

第二章 事業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

第三章 中小企業の活力の再生

第四章 事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合の円滑化(第五条 第三十条)

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第六章 雜則(第七十二条 第七十六条)

附則(目的)

第一条を次のように改める。

この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためにその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国産業の活力の再生に寄与することを目的とする。

第二条 第九項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第二号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七項を第十四項とし、第六項を第十三項とし、同項を第八項とし、同項の次に次の四項を加える。

9 この法律において「一般事業革新設備」とは、事業革新設備であつて、特定事業革新設備以外のものをいう。

10 この法律において「特定事業革新設備」とは、事業革新設備であつて、国内及び外国において第八項第一号の新技術に係る知的財産(知的財産基本法第一項の知的財産をいう。第十六条第二項第四号において同じ。)の適切な保護が図られている場合として経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該事業革新設備をいう。

11 この法律において「特定信用状」とは、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者の依頼により銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関(次項及び第二十四条において單に「金融機関」という。)が発行する信用状であつて、当該事業者の外国関係法人の外国銀行

等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項に規定する外国銀行等をいう。以下同じ。)からの借入れ(手形の割引を受けることを含む。)による債務の不履行が生じた場合に当該信託状に基づく債務を履行する旨を表示するものをいう。

12 この法律において「特定信用状発行契約」とは、事業者と金融機関との間で締結される契約であつて、当該金融機関が特定信用状を発行することを約し、当該金融機関が当該特定信用状に基づく債務を履行した場合において当該事業者が当該金融機関に対して当該債務を履行した額に相当する金額その他経済産業省令で定める金額を支払うことを約するものをいう。

13 第二条第四項の次に次の三項を加える。

5 この法律において「外国関係法人」とは、外國法人(新たに設立されるものを含む。)であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその經營を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。

6 この法律において「技術活用事業革新」とは、事業者が行おうとする事業活動のうち、次に掲げる方法により取得した経営資源を自らの経営資源と一体的に活用して、技術革新の進展に即応した産業技術の研究開発を行うことにより、事業革新を行い、又は商品の新たな販売の方式の導入若しくは役務の新たな提供の方式の導入による外国における新たな需要の相当程度の開拓を行い、当該事業者の事業の生産性を著しく向上させることを目指したものをいう。

1 一 産業技術の研究開発に必要となる経営資源の取得を目的として合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、若しくは資本の相当程度の増加(関係事業者がこれらを行う場合及び外国において外國法人がこれらに相当するものを行う場合を限る。)、他の会社の株式の取得(当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合を含む。)、他の会社の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものの取得(当該取得により当る。)、外國法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものの取得(当該取得により当該外國法人が外國関係法人となる場合に限る。)又は会社の設立(外國関係法人の設立を含む。)を行ふ方法。

2 事業者又は関係事業者若しくは外國関係法人が他の事業者、大学その他の経済産業省令で定める者から知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。)の移転若しくは設定を受け、又は営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。)の開示を受ける方法。

7 1 この法律において「経営資源融合」とは、その行う事業の分野を異なる二以上の事業者が、それぞれの経営資源を有效地に組み合わせ、一体的に活用して、著しく高い生産性が見込まれる事業を行うことを目指した事業活動であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該二以上の事業者及びこれらの関係事業者に係る合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、他の会社の株式の取得(当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。)、資本の相当程度の増加又は会社の設立を伴うものであること。

二 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成若しくは提供に係る役務の構成を相当程度変化させ、又は国内における新たな需要を相当程度開拓するものであること。

17 第二条に次の五項を加える。

1 この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること(再生手続、更生手続その他の政令で定める法律に定める手続によりその事業の再生を図る場合を除く。)をいう。

第十六条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 その発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る）において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの方から承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

第十六条第二項に次の二号を加える。

七 その発明が大学等研究者がした職務発明である場合であつて、当該発明に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継された場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

八 その発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る）において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継された場合において、当該発明に係るこれらの者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

第十六条第二項を第十七条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り下げ、第十二条の次に次の二号を加える。

（技術経営力の強化のための施策）

第十三条 国は、技術経営力の強化が産業技術力の強化に重要であることから、事業者が広く技術革新の動向を把握する上で有用な将来の技術に関する見通しの提示、技術経営力の強化に寄与する人材の養成及び資質の向上、事業者が研究及び開発の成果を事業活動において効率的かつ円滑に活用することができる環境の整備その他技術経営力の強化の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

附則第三条第一項に次の二号を加える。

四 承認事業者が国立大学法人等から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（前三号に掲げるものの限り）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成十九年三月三十日までにされた特許出願に係るものに限る）であつて、当該国立大学法人等が当該承認事業者から承継したもの

附則第三条第二項中「第十六条」を「第十七条」と改める。

（独立行政法人産業技術総合研究所法の一部改正）

第三条 独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第四条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する助言を行うこと。

第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十二号」を「前条第一項第十三号」に改める。

第十七条第一号中「第十号から第十二号まで」を「第十一号から第十三号まで」に改め、同条第三号中「第十五号及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改め、同条第三号中「第十五号第一号」を「第十五号第一項第十一号」に改める。

第十八条第一号中「第九号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十一号」に改める。

附則第六条第二項中「前条第一項第十二号」を「前条第一項第十三号」に、「第十一号及び第十一号」を「第十一号及び第十一号」に改める。

附則第九条第六項中「前条第一項第十二号」を「前条第一項第十三号」に改める。

附則第十二条第三項中「前条第一項第十二号」を「前条第一項第十三号」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。

附則第十四条第二項及び第十五条第三項中「前条第一項第十二号」を「前条第一項第十三号」に、「第十号及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中産業活力再生特別措置法第二条に五項を加える改正規定（同条第二十項及び第二十一項に係る部分に限る）及び同法第四章中第三十三条を第五十七号とし、同条の次に一節を加える改正規定（同章中第三十三条を第五十七号とする部分を除く）並びに附則第九条及び第十二条の規定は、公布の日から起算して一年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（見直し）

第二条 政府は、前条ただし書の政令で定める日以後平成二十八年三月三十一日までの間に、第一条の規定による改正後の産業活力再生特別措置法（以下「新産業活力再生特別措置法」という。）第五章第二節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に規定するものほか、この法律の施行後平成二十八年三月三十一日までの間に、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、新産業活力再生特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行ふものとする。

（事業再構築計画等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法（以下「旧産業活力再生特別措置法」という。）第三条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第八条第一項の規定による認定の申請は、それぞれ新産業活力再生特別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十六条第二項の規定による認定の申請とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第八条第一項の規定による認定を受けている者は、それぞれ新産業活力再生特別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十六条第二項の規定による認定を受けているものとみなす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築等円滑化業務の廃止に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に行われている旧産業活力再生特別措置法第十四条第一号の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（経営資源再活用関連保証の廃止に伴う経過措置）

第五条 旧産業活力再生特別措置法第七条の認定経営資源再活用事業者に関する旧産業活力再生特別措置法第十六条第一項に規定する経営資源再活用関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例については、なお従前の例による。

（産業技術力強化法の改正に伴う経過措置）

第六条 第二条の規定による改正後の産業技術力強化法第十七条第一項第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる者に係る特許出願であつてこの法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつたものに係る特許料の減免又は猶予については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。**第九条** 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中、「第四十条第一項の規定により手数料を」の下に、「産業活力再生特別措

置法（平成十一年法律第百三十一号）第六十九条第一項の規定により手数料を」を加え、同条第二項中、「及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」を、「工業所有権に関する手続等の特

例に関する法律及び産業活力再生特別措置法」に改める。（地方税法の一部改正）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條の第四五項中「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十日まで」を「産業活

力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日から平成二十一年三月三十日まで」に改め、同項の表第一号中「第四条第二項」を「第六条第二項」に、「第三

条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表第二号中「第五条の二第二項」を「第八条第二項」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表第三号中「第七条第一項」を「第十一条第二項」に、「第六条第一項」に改め、同表第二号中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に、「第七条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同表に次のように加える。

四 特別措置法の一部改正
二項に規定する認定技術
活用事業革新計画
資源融合計画五 特別措置法第十四条第
二項に規定する認定經營
特別措置法第十二条第一項
の規定による認定（特別措
置法第十二条第一項の規定
による変更の認定を含む）六 特別措置法第十三条第一項
の規定による認定（特別措
置法第十四条第一項の規定
による変更の認定を含む）七 特別措置法第十二条第一項に規定
する認定技術活用事業革新事業者八 特別措置法第十四条第一項に規定
する認定（特別措置法第
二項に規定する認定技術活用事業革新事業者）九 特別措置法第十四条第一項に規定
する認定（特別措置法第
二項に規定する認定技術活用事業革新事業者）**第十一條** 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一第十三号及び第十四号中「含む」を「含み、特定通常実施権の登録を除く」に改め、同号の次に次のように加える。**十四の二 特定通常実施権の登録**

十一 特定通常実施権（産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第二十項（定義）に規定する特許権許諾契約により許諾された通常実施権をいう。以下この号において同じ。）の登録

口 特定通常実施権による移転の登録

イ 法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

（一）掲げる登録の存続期間を延長する登録

（二）特定通常実施権の処分の制限の登録

（三）（一）から四まで、内及び（二）掲げる登録以外の登録

（四）登録の更正その他の政令で定める登録

登録の抹消

登録件数	登録件数	登録件数
一千件につき五千円	一件につき一万五千円	一件につき三万円
一千件につき一万元	一千件につき二万五千円	一千件につき七万五千円
千分の四	二千分の四	二千分の四

(研究交流促進法の一部改正)

第十二条 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。**第九条** 「産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十条第一項」を「産業

技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十九条第一項」に改める。（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十号中「第十四条」を「第二十四条及び第五十条」に改め、「及び出資」を削り、「第十九条の八」を「第四十七条」に改める。

第十八条第一項第一号中「第十九条の八」を「第四十七条」に改める。

附則第八条の四の次に次の二条を加える。（改正前産業活力再生特別措置法に係る業務の特例）

第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法（以下「改正前産業活力再生特別措置法」という。）第十四条第一号の業務

二 改正前産業活力再生特別措置法第十四条第二号の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

附則第十三条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（機構の納付金等）」を付し、同条第二項中「次条」を「附則第十四条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十三条の三 機構は、附則第八条の五各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 前条第一項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

附則第十四条の表以外の部分中「第八条の四」を「第八条の五」に改め、同条の表第十七条第一項第三号の項目中「及び附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務」を「附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務及び附則第八条の五の業務」に改め、同表第十八条第一項第二号の項目中「及び第八条の三」を「第八条の三及び第八条の五」に改め、同表第十九条第一項の項目中「第八条の四」を「第八条の五」に改め、同表第二十一条第一項の項目中「第十号」を「掲げる業務」に改め、同項下欄中「第十号並びに附則第八条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八条の五の業務」に改め、同表第三十条第一項に改める。

第五十七条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十四条 株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第二十二条第三項中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に、「第二条の三第一項」を「第四条第一項」に改める。

第五十七条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」に改める。

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法

（平成十四年十二月十一日）

（法律第百四十七号）

第一百五十五回臨時国会
第一次小泉内閣

改正 平成一五年 四月 九日 法律第二六号

同 一五年 五月 九日 同 第二七号

同 一六年 四月二一日 同 第三五号

同 一六年 六月一八日 同 第一二四号

同 一六年 六月一八日 同 第一二六号

同 一六年 六月一八日 同 第一二七号

同 一六年 六月二三日 同 第一三〇号

同 一六年 六月二三日 同 第一三五号

同 一六年 一二月 三日 同 第一五四号

同 一七年 四月一三日 同 第三〇号

同 一七年 七月二六日 同 第八七号

同 一八年 四月二六日 同 第三一号

同 一八年 六月 七日 同 第五四号

同 一九年 三月三一日 同 第二三号

（一部未施行）

独立行政法人中小企業基盤整備機構法をここに公布する。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 役員及び職員（第七条—第十四条）

第三章 業務等（第十五条—第二十五条）

第四章 雜則（第二十六条—第三十二条）

第五章 罰則（第三十三条—第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用的従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時

3 機構は、第一項の規定により国庫納付金を納付したときは、そ

の納付額により資本金を減少するものとする。

(平一八法三一・追加)

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第四条、第五条第一項及び第二項、第六条第一項か

ら第四項まで並びに第七条から第八条の三までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十 五条 前各号に掲 げる業務	第一 項第 十四 号	第十 五条 ついては、	第十 五条 限る。）に 限る。）並びに附則第四条第一項の業務	第一 項第 十四 号	第十 五条 ついては、	第十 五条 限る。）に 限る。）並びに附則第四条第一項の業務	第一 項第 十四 号
付する助成 り機構が交 の規定によ	及び附則第八条第二項（旧繊維法第四十 条第一項第四号及び第五号に係る部分 に限る。）の規定により機構が交付する	付する助成 り機構が交 の規定によ	付する助成 り機構が交 の規定によ	付する助成 り機構が交 の規定によ	付する助成 り機構が交 の規定によ	付する助成 り機構が交 の規定によ	付する助成 り機構が交 の規定によ

第十 二号 第一 項第 二号	第十 一条 八条 務 附帶する業 務	第十 三条まで に掲げる業 務	第十 四号まで に掲げる業 務	第十 五号まで に掲げる業 務	第十 六号まで に掲げる業 務	第十 七号まで に掲げる業 務	第十 八号まで に掲げる業 務
助成金並びに附則第六条第一項の規定 により機構が支給する利子補給金 含む。）並びに附則第七条の業務及び附 則第八条の三第一号から第三号までに 掲げる業務							

第十	第八条	第一項 第三号	業務のうち	業務並びに附則第四条第一項及び第八条の二の業務のうち
十二条	第二項 及びこれに	第五号に掲げる業務 及び同項第九条第一款の業務に係る勘定	第五号に掲げる業務 第二項の業務	もの並びに もの並びに附則第四条第一項の業務（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）及び附則第八条の二の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）並びに
第二项	第二項の業務 及びこれに	第五号に掲げる業務に係る勘定、 五号に掲げ る業務に係 る勘定	第五号に掲げる業務 第二項の業務	第五号に掲げる業務並びに附則第四条第一項に規定する特別の勘定、附則第五条第三項に規定する特別の勘定、附則第六条第五項に規定する特別の勘定及び出資承継勘定
十条	第二項並びに第五条第一項及び第二項、 七条から第八条の四までの業務	第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の四まで	第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の四まで	第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の四まで

第一項 第一号	第二項 第二号	第三項 第三号	第四項 第四号	第五項 第五号
第一条 第十号 並び第三号	第二条 第十号 並び第三号	第三条 第十号 並び第三号	第四条 第十号 並び第三号	第五条 第十号 並び第三号

(平一六法三五・平一七法三〇・平一八法三一・一部改正)

(政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法

(平成十四年十二月十一日)

(法律第百四十七号)

目次

第一百五十五回臨時国会
第一次小泉内閣
改正 平成一五年 四月 九日 法律第二六号

同 一五年 五月 九日 同 第三七号

同 一六年 四月二一日 同 第三五号

同 一六年 六月一八日 同 第一二四号

同 一六年 六月一八日 同 第一二六号

同 一六年 六月一八日 同 第一二七号

同 一六年 六月二三日 同 第一三〇号

同 一六年 六月二三日 同 第一三五号

同 一六年一二月 三日 同 第一五四号

同 一七年 四月一三日 同 第三〇号

同 一七年 七月二六日 同 第八七号

同 一八年 四月二六日 同 第三一号

同 一八年 六月 七日 同 第五四号

同 一九年 三月三一日 同 第二三号

同 一九年 五月一一日 同 第三六号

同 一九年 五月一一日 同 第四〇号

同 一九年 六月一三日 同 第八五号

(未施行)

独立行政法人中小企業基盤整備機構法を「」に公布する。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 役員及び職員（第七条—第十四条）

第三章 業務等（第十五条—第二十五条）

第四章 雜則（第二十六条—第三十二条）

第五章 罰則（第三十三条—第三十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業

しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

(平一九法三六・追加)

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一項 第一條 第一 項 第一 七 第 十 六 条 第 一 の 規 定 に よ り 機 構 が 交 付 す る 助 成 金 を 含 む 。) 八 条 の 三 第一 号 か ら 第 三 号 ま で に 掲 げ る 業 務 及 び 附 則 第 八 条 の 五 の 業 務	第一項 第一條 第一 項 第一 七 第 十 六 条 第 一 の 規 定 に よ り 機 構 が 交 付 す る 助 成 金 を 含 む 。) 八 条 の 三 第一 号 か ら 第 三 号 ま で に 掲 げ る 業 務 及 び 附 則 第 八 条 の 五 の 業 務
及び附則第八条第二項（旧繊維法第四十条第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により機構が交付する助成金並びに附則第六条第一項の規定により機構が支給する利子補給金	第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により機構が交付する助成金並びに附則第六条第一項の規定により機構が支給する利子補給金

第一項 第一條 第一 項 第一 八 第 十 条 第 一 の 規 定 に よ り 機 構 が 交 付 す る 助 成 金 を 含 む 。) 八 条 の 三 第一 号 か ら 第 三 号 ま で に 掲 げ る 業 務 及 び 附 則 第 八 条 の 五 の 業 務	第一項 第一條 第一 項 第一 八 第 十 条 第 一 の 規 定 に よ り 機 構 が 交 付 す る 助 成 金 を 含 む 。) 八 条 の 三 第一 号 か ら 第 三 号 ま で に 掲 げ る 業 務 及 び 附 則 第 八 条 の 五 の 業 務	第一項 第一條 第一 項 第一 八 第 十 条 第 一 の 規 定 に よ り 機 構 が 交 付 す る 助 成 金 を 含 む 。) 八 条 の 三 第一 号 か ら 第 三 号 ま で に 掲 げ る 業 務 及 び 附 則 第 八 条 の 五 の 業 務	第一項 第一條 第一 項 第一 八 第 十 条 第 一 の 規 定 に よ り 機 構 が 交 付 す る 助 成 金 を 含 む 。) 八 条 の 三 第一 号 か ら 第 三 号 ま で に 掲 げ る 業 務 及 び 附 則 第 八 条 の 五 の 業 務
附帶する業務	第六号に掲げる業務	第六号に掲げる業務並びに附則第八条の三及び第八条の五の業務	同項第十 一号に掲 げる業務

第 二 項 号	第 十 八 条 第 一 項 第 三 号	業 務 の う ち
に も の 並 び	業務並びに附則第八条の二の業務、附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十二条第一項に規定するものに限る。）のうち	業務並びに附則第八条の二の業務、附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十二条第一項に規定するものに限る。）のうち
条第一項第二号に掲げるものに限る。）及	もの並びに附則第八条の二第一項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）、附則第八条の二第二項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）、附則第八条第一項に規定するものに係る業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）	もの並びに附則第八条の二第一項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）、附則第八条の二第二項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）、附則第八条第一項に規定するものに係る業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）

第 二 項 号	第 十 九 条 第 一 項	業 務 の う ち
に 及 び こ れ	勘定	、同項第五号に掲げる業務に係る勘定、附則第五条第三項に規定する特別の勘定、附則第六条第五項に規定する特別の勘定及び出資承継勘定
並 び に これらに	第二項の業務	第二項並びに附則第五条第一項及び第二项、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの業務

項 一	第 二	第 二	第 一	項 一	第 二	第 二	第 一
				掲 げる業 務			

掲げる業務、附則第八条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八条の五の業務

第二項	第三十五 号	第二 項
第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五まで		

(平一六法三五・平一七法三〇・平一八法三一・平一九法四〇・平一九法三六・一部改正)

(政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年四月九日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年五月九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一項、第六条第一項から第三項まで、第八条及び第八条の二の業務並びに附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日又は時から施行する。

第一条中エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年九月九日

法律第六十五条号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

(個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第一条 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雜則(第五十条—第五十五条)」を「第六章 雜則(第六十六条—第七十二条)」、第六十五条(第六十五条)に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「有用性」を「適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することその他の個人情報の有用性」に改める。

第二条第三項中「消費者委員会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、」を「個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について」に改める。

第三十五条第二項中「第五十条第一項各号」を「第六十六条第一項各号」に改める。

第五十九条を第七十八条とする。

第五十八条第一項中「前二条」を「第七十四条及び第七十五条」に改め、同条を第七十七条とする。

第五十七条を第七十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七十六条 第七十三条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第七十七条を第七十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七十三条 第六十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六章を第七章とする。

第五章中第五十五条を第七十二条とし、第五十四条を第七十一条とする。

第五十三条第一項中「内閣総理大臣」を「委員会」に改め、「平成十一年法律第八十九号」を削り、「次条」を「第七十一条」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「委員会」に、「毎年度」を「毎年」に、「取りまとめ、その概要を公表する」を「取りまとめる」に改め、同条を第六十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(国会に対する報告)

第七十条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第五十二条を第六十八条とし、第五十一条を第六十七条とする。

第五十条第一項中「前章」を「第四章」に改め、同条を第六十六条规定する。

第五章を第六章とし、第四十九条の次に第一章を加える。

第五章 個人情報保護委員会

(設置)

第五十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

2 (任務)

委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)以下「番号利用法」という。)第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。)に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)を任務とする。

3 (所掌事務)

第五十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の策定及び推進に関する事務。

二 特定個人情報(番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第五十四条第四項において同じ。)の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要な調査及び研究に関する事務。

三 特定個人情報保護評価(番号利用法第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。)に関する事務。

四 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関する事務。

五 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関する事務。

六 所掌事務に係る国際協力に関する事務。

七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務。

4 (職権行使の独立性)

第五十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

5 (組織等)

第五十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもつて組織する。

6 (委員の選任)

委員のうち四人は、非常勤とする。

7 (委員長及び委員の任命)

委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関する十分な知識と経験を有する者並びに連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の推薦する者が含まれるものとする。

8 (任期等)

第五十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前もとに、その概要を公表しなければならない。

委員長及び委員は、再任されることができる。

委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第一二六条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者的氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

三 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽つてはならない。

四 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行つたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

五 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

六 附則第五条中「第二十三条第四項第三号」を「第二十三条第五項第三号」に改める。

七 第三条個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

八 第六十一条第五号中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

十 目次中「特定個人情報保護評価」を「特定個人情報保護評価等」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

十一 条文内に「第六章 特定個人情報保護委員会 第二節 組織 第三節 業務 第五十一条 第五十九条 第五十六条 第五十七条」を「第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等 第二節 業務 第五十一条 第五十六条 第五十七条」に改める。

十二 条文内に「第六十一条」を「第四十二条第一项 第四十五条」に、「第六十二条第一项 第六十六条」を「第四十六条第一项 第五十五条」に改める。

十三 条文内に「第六十二条第一项 第六十七条」を「第五十一条 第六十条」に改める。

十四 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

十五 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

十六 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

十七 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

十八 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

十九 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

二十 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

二十一 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

二十二 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

二十三 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

二十四 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

二十五 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

二十六 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

二十七 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

二十八 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

二十九 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

三十 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

三十一 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

三十二 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

三十三 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

三十四 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

三十五 条文内に「第六十七条第一项 第六十七条」を「第五十一项 第六十七条」に改める。

第二十八条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときには、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に從事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十五条の二において同じ。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。(委員会による検査等)

第二十九条の二 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機関は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取り扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

第二十八条の三 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機関は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいの状況について報告するものとする。

第二十八条の四 個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

第二十九条第一項の表第十条第一項及び第三項の項、第三十条第一項の表第十条第一項及び第三項の項及び同条第二項の表第十条第一項及び第三項の項中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

第二十九条第二項の表第十条第一項及び第三項の項中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

第三十五条の二 委員会は、特定個人情報の保護を図るために、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するため内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等

第六章第一節を削る。

第六章第二節の節名を削り、同章中第五十条を第三十六条とし、第五十一条から第五十五条までを十四条ずつ繰り上げる。

第五十六条及び第六章第三節を削る。

第七章中第五十八条を第四十二条とする。

第六章第一節第一項中「第六十一条」を「第四十五条」とする。

第六十条中「第五十八条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第四十四条とし、第六十一条を第四十五条とする。

第六十二条第一項中「地方自治法」の下に「昭和二十二年法律第六十七号」を加え、第八章中同条を第四十六条とし、第六十三条を第四十七条とし、第六十四条から第六十六条までを十六条ずつ繰り上げる。

生活保護法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第一百四号

生活保護法の一部を改正する法律

第一条 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の二」を「第五十五条の三」に、「第八章 被保護者の権利及び義務（第五十六条第一項の四、第五十五条の五）」を「第九章 被保護者の権利及び義務（第五十六条第一項の四、第五十五条の五）」に、「第九章 第六十三条」を「第九章 被保護者の権利及び義務（第五十六条第一項の四、第五十五条の五）」に、「第九章 第十章」に「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に改める。

第十五条の二第六項中「第三十四条の二第二項及び第五十四条の二第一項において「地域包括支援センター」という。」を削る。

第十九条第三項中「施設介護」の下に「第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。」を加え、同条第七項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第二号中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改める。

第二十四条第六項中「資産状況」を「資産及び収入の状況」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「前四項」を「第一項から第七項まで」に、「から」を「からの」に、「があつた場合に」を「について」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対する書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第十四条第三項中「第一項」を「第三項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「資産状況」を「資産及び収入の状況」に「要する等」を「要する場合その他」に改め、「この場合には、同項の書面での理由を明示しなければならない」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

第二十四条第二項中「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 要保護者の氏名及び住所又は居所

二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所並びに要保護者との関係

三 保護を受けようとする理由

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業者しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 その他要保護者の保証の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付すること

ができない特別の事情があるときは、この限りでない。

第二十五条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「前条第二項」を「前条第四項」に改める。

第二十六条中「すみやかに」を「速やかに」に、「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に改める。

第二十八条の見出し中「調査」を「報告、調査」に改め、同条第一項中「又は実施」を「若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第二項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行」に「必要がある」を「必要があると認める」に、「資産及び収入の状況」に「要保護者について」を「厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対する報告を請求、若しくは」に、「その」を「当該要保護者の」に改め、同条第四項中「による」の下に「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「且つ」を「かつ」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するため、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

第二十九条の見出しを「資料の提供等」に改め、同条中「又は実施」を「若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行」に「必要がある」を「必要があると認める」に、「要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況」を「次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項」に、「調査を嘱託し」を「日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第三条第一項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求める」に、「要保護者若しくはその扶養義務者」を「次の各号に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者があつた者が保護を受けた期間における事項に限る。）

第二十九条に次の二項を加える。

別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第三十一条第四項中「同条第二項」を「同条第二項本文」に、「地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設」を「もの」に改める。

その事業として介護する者 支援計画を作成する者		予防を行ふ者又は介護販売事業者	介護老人保健施設
介護保険法第一項の指定	介護保険法第二項本文の規定による指定期定	介護保険法第三項の許可の指定期定	介護保険法第九十四第一項の許可
介護保険法第一項の指定	介護保険法第二項本文の規定による指定期定	介護保険法第三項の許可の指定期定	介護保険法第九十四第一項の許可

第二条 生活保護法の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 就労自立給付金（第五十五条の四・第五十五条の五）」を「第八章 就労自立給付金（第五十五条の四・第五十五条の五）」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に、「第十二章」を「第十三章」に改める。

付金（第五十五条の四・第五十五条の五）に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に、「第十二章」を「第十三章」に改める。

第二十七条の二中「実施機関は」の下に「第五十五条の六第一項に規定する被保護者就労支援事業を行うほか」を加える。

第八十五条の二 第五十五条の六第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十五条の二 第五十五条の六第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十二条を第十三章とする。

第七十条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 その長が第五十五条の六の規定により行う被保護者就労支援事業の実施をする費用

第七十一条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 その長が第五十五条の六の規定により行う被保護者就労支援事業の実施をする費用

第七十五条第一項に次の二号を加える。

三 市町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保

護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

四 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

第十一章を第十二章とし、第十章を第十一章とし、第九章を第十章とし、第八章の次に第一章を加える。

第九章 被保護者就労支援事業

第五十五条の六 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（以下「被保護者就労支援事業」という。）を実施するものとする。

2 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事業の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。
一 附則第八条、第十条、第十三条及び第十七条の規定

二 第一条中「生活保護法第三十四条の改正規定（同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第一項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える部分に限る。」及び同法第六十条の改正規定 平成二十六年一月一日

三 第二条の規定 平成二十七年四月一日
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条及び第二条の規定による改正後の生活保護法の規定の施行の状況を勘査し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三部

番号	実務上の疑問点、実際に悩んだケース等	ワークブック、事務提要等に関連する場合には、その該当箇所
1	連続する二つの号が「削除」の形で残されている場合(第○号及び第△号削除)において、一つの号に新たな規定を設け、他の一つの号に既存の号の規定を移しつつ、「削除」の号の前の複数の号(枝番の号を含む。)を1号ずつ繰り下げるときの改め方について	【ワークブック】問192、問199 【事務提要】37ページ「(一三)号の各種改正方式」の「(1)号の移動の方式」
2	別表中の符号()を文字に改める場合の改め方について	【ワークブック】問242、問288
3	款名中と条の見出し中に同一字句がある場合の改め方について	【ワークブック】問177、問211

【事例1 演習】次の新旧対照条文の改正を行う場合の改め文を検討しなさい。

○石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	別表 一〇十一 (略)	別表 一〇十一 (略)
二〇 二〇 十六		二〇 二〇 十五 (略)
二一 京葉臨海南部地区		二一 京葉臨海南部地区
二二 千葉県木更津市新港の区域 同市築地の区域のうち主務大臣の定める区域		二二 千葉県木更津市新港の区域 同市築地の区域のうち主務大臣の定める区域
二三 千葉県君津市君津の区域のうち主務大臣の定める区域		二三 千葉県君津市君津の区域のうち主務大臣の定める区域
二四 東京国際空港地区		二四 東京国際空港地区
二五 千葉県君津市君津の区域のうち主務大臣の定める区域		二五 千葉県君津市君津の区域のうち主務大臣の定める区域
二六 東京都大田区羽田空港三丁目の区域 同区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 同区羽田空港三丁目の区域に隣接する施設の区域（羽田空港二丁目に属する施設の区域を除く。）のうち主務大臣の定める区域		二六 千葉県木更津市新港の区域 同市築地の区域のうち主務大臣の定める区域 二七 千葉県君津市君津の区域のうち主務大臣の定める区域 二八 東京都大田区羽田空港三丁目の区域 同区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 同区羽田空港三丁目の区域に隣接する施設の区域（羽田空港二丁目に属する施設の区域を除く。）のうち主務大臣の定める区域
二九 七十五 (略)		二九 七十五 (略)

【事例2 演習】次の新旧対照条文の改正を行う場合の改め文を検討しなさい。

○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（指定都市の議会の議員又は長の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例）

第一百三十二条の六 指定都市の議会の議員又は長の再選挙による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分及び当該再選挙の種類に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事 項	再選挙の行われる区域及び再選挙の種類	
	一の区の区 域	一の区の一部の区域
長の選挙	議会の議員の選挙	長の選挙
法第一百四十二条第一項 第五号の通常葉書の数	四千五百枚 五百五十枚	二千二百枚
法第一百四十二条第一項 第五号のビラの数	一万三千枚 一千六百枚	六千五百枚
法第一百四十四条第一項 第三号のポスターの数	八百枚	四百枚
法第一百九十七条の二第 二項の報酬の支給を受	八百枚	四百枚

現 行

（指定都市の議会の議員又は長の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例）

第一百三十二条の六 指定都市の議会の議員又は長の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分及び当該再選挙の種類に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事 項	再選挙の行われる区域及び再選挙の種類	
	一の区の区 域	一の区の一部の区域
長の選挙	議会の議員の選挙	長の選挙
法第一百四十二条第一項 第五号の通常葉書の数	四千五百枚 五百五十枚	二千二百枚
法第一百四十二条第一項 第五号のビラの数	一万三千枚 一千六百枚	六千五百枚
法第一百四十四条第一項 第三号のポスターの数	八百枚	四百枚
法第一百九十七条の二第 二項の報酬の支給を受	八百枚	四百枚

2 略	けることができる者の員数	九人
		五人
		五人

(指定都市以外の市の議会の議員又は長の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)

第百三十二条の七 指定都市以外の市の議会の議員又は長の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の種類に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事項	再選挙の種類
議会の議員の選挙	長の選挙
法第百四十二条第一項	
第六号の通常葉書の数	五百五十枚
法第百四十二条第一項	二千二百枚
第六号のビラの数	六千五百枚
法第百四十四条第一項	一千六百枚
第六号のビラの数	四百枚
法第百四十四条第一項	四百枚
第三号のポスターの数	四人
法第百九十七条の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	四人

2 略

2	けることができる者の員数	九人
		五人
		五人

(指定都市以外の市の議会の議員又は長の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)

第百三十二条の七 指定都市以外の市の議会の議員又は長の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる再選挙の種類に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事項	再選挙の種類
議会の議員の選挙	長の選挙
法第百四十二条第一項	
第六号の通常葉書の数	五百五十枚
法第百四十二条第一項	二千二百枚
第六号のビラの数	六千五百枚
法第百四十四条第一項	一千六百枚
第六号のビラの数	四百枚
法第百四十四条第一項	四百枚
第三号のポスターの数	四百枚
法第百九十七条の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	四人

2 第百三十二条の五第二項の規定は、前項の再選挙について準用する。

【事例3 演習】次の新旧対照条文の改正を行う場合の改め文を検討しなさい。

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一章 本省</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及びサイバーセキュリティ統括官の設置等</p>	<p>第一章 本省</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等</p>
<p>（大臣官房及び局並びに政策統括官及びサイバーセキュリティ統括官の設置等）</p> <p>第二条 本省に、大臣官房及び次の九局並びに政策統括官一人及びサイバーセキュリティ統括官一人を置く。</p> <p>行政管理局 行政評価局 行政評議局 自治行政局 自治財政局 自治税務局 国際戦略局 情報流通行政局 総合通信基盤局 統計局</p> <p>（略）</p>	<p>（大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等）</p> <p>第二条 本省に、大臣官房及び次の九局並びに政策統括官二人を置く。</p> <p>行政管理局 行政評価局 行政評議局 自治行政局 自治財政局 自治税務局 国際戦略局 情報流通行政局 総合通信基盤局 統計局</p> <p>2 自治行政局に公務員部及び選挙部を、情報流通行政局に郵政行政部を、総合通信基盤局に電気通信事業部及び電波部を、統計局に統計調査部を置く。</p>

【回答】

別表中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の二を第十二号とし、第十七号及び第十八号を次のように改める。

十七

京葉臨海南部地区

イ

千葉県木更津市新港の区域 同市築地の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ

千葉県君津市君津の区域のうち主務大臣の定める区域

十八

東京国際空港地区

東京都大田区羽田空港三丁目の区域 同区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 同区羽田空港三丁目の区域に隣接する施設の区域（羽田空港二丁目に属する施設の区域を除く。）のうち主務大臣の定める区域

【検討段階の案（元案）】

別表中第十七号を削り、第十六号を第十七号とし、第十一号の二から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号を次のように改める。

十八

東京国際空港地区

東京都大田区羽田空港三丁目の区域 同区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 同区羽田空港三丁目の区域に隣接する施設の区域（羽田空港二丁目に属する施設の区域を除く。）のうち主務大臣の定める区域

【解説】

号が「削除」の形で残されている場合（第十七号及び第十八号 削除）の改め方（全体を改める方式によること【ワーカブック問19】）に留意しつつ、枝番の号（第一号の二）の解消のため、号移動（1号ずつの繰り下げ）を行う必要がある。

第十七号及び第十八号の改正は、一体として全体を改める方式によらなければならないことから、「検討段階の案（元案）」のように第七号と第十八号とを分離して、第十七号のみを削除し、第十六号を第十七号としてそのまま繰り下げる改め方はできない。したがって、一旦、第十六号を削除してスペースを確保した上で、第一号の二から第十五号までの繰り下げを行い、第十六号に規定されている事項（京葉臨海南部地区）は新規に規定する事項（東京国際空港地区）と併せて、第十七号及び第十八号として、一体として改める改め方をする。

その際、枝番の号（第一号の二）の繰り下げ後の号の指定の仕方については、「検討段階の案（元案）」のように、枝番でない号と一緒に「一号ずつ繰り下げる」としてしまって、繰り下げ後の号が「第一号の三」となるのか、「第十二号」となるのかが明確でないため、「回答」のように、枝番でない号とは切り分けて「第一号の二を第十二号とし」とすべきである。

D 「日法八七〇八・九」⑩

第三十三条及び第三十四条 削除 (平一八法三七)

第三十五条 削除 (平一八法五四)

(アルコール事業法の特例)

第三十六条 地方公共団体が設定する構造改革特別区域又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第一項に規定する使用済物品等をいう。)又は副産物(同法第二条第二項に規定する副産物をいう。)であつて主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体の長が指定したもののについて、これを再生資源(同法第二条第四項に規定する再生資源をいう。別表第二十六号において同じ。)として利用して、当該構造改革特別区域において製造事業者(アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)第三条第一項の許可を受けた者をいう。)が製造するアルコール(同法第二条第一項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものに限る。別表第二十六号において同じ。)については、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第九条、第十条、第二章第三節及び第四節並びに第三十五条から第三十七条までの規

定は、適用しない。

(平一五法六六・旧第二十五条繰下・一部改正、平一五法一一五(平一五

法六六)・旧第三十三条繰上・一部改正、平一六法六〇・旧第三十二条繰下・一部改正)

**第五章 構造改革特別区域推進本部
(設置)**

第三十七条 構造改革の推進等に必要な施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣に、構造改革特別区域推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(平一五法六六・旧第二十六条繰下、平一五法一一五(平一五法六六)

旧第三十四条繰上、平一六法六〇・旧第三十三条繰下)

(所掌事務)

第三十八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 構造改革特別区域基本方針の案の作成に関すること。
- 二 構造改革特別区域基本方針の実施を推進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、構造改革の推進等に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(平一五法六六・旧第二十七条繰下、平一五法一一五(平一五法六六)・
旧第三十五条繰上、平一六法六〇・旧第三十四条繰下)

(特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部改正に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の特定放射光施設の共用の促進に関する法律(以下「旧法」という。)第八条第一項の規定による指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して九月を経過する日までの間は、特定放射光施設に係る新法第八条第一項の登録を受けているものとみなす。

第四条 前条に規定するもののほか、この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む。)に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六十九号の次に次のよう加える。

六十九の二 特定先端大型研究施設に係る登録施設利用促進機関の登録	登録件数
特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第八条第一項(登録施設利用促進機関の登録)(更新の登録を除く。)	万円 一件につき九

(独立行政法人理化学研究所法の一部改正)

第九条 独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「特定放射光施設の共用の促進に関する法律」を「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十一条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

第三十三条及び第三十四条削除

別表第二十三号中「国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業」を「削除」に改める。

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年五月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

文部科学大臣 小坂 憲次

内閣総理大臣 小泉純一郎

財務大臣 谷垣 憲一

法律第三十八条

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律

(港湾法の一簿改正)

第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第一項中「港湾区域」を「港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六

項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(これららのうち)に改める。

第四十三条の五第一項中「港湾管理者」を「国土交通大臣又は港湾管理者」に改め、「実施する港湾工事」の下に「(国土交通大臣の実施する港湾工事にあつては、港湾施設を建設し、又は改良するものに限る。)」を「従い」の下に「(国土交通大臣にあつては国土交通省令で、港湾管理者にあつては)」を加え、同条第二項中「港湾管理者」を「国土交通大臣又は港湾管理者」に改め、「あらかじめ」の下に「(国土交通大臣にあつては交通政策審議会、港湾管理者にあつては)」を加え、「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

3 國土交通大臣は、第一項の規定により納付された負担金の額に第五十二条第二項に規定する負担割合を乗じて得た金額に相当する額の同項の規定による負担金を、同項の規定により費用を負担した港湾管理者に還付するものとする。

4 國土交通大臣及び第二項を次のように改める。

第一 國土交通大臣は、次に掲げる電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

一 申請等であつて国土交通省令で定めるもの及び当該申請等に対する処分の通知、受理の通知その他の港湾管理者が行う通知であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条において「处分通知等」という。)を迅速かつ的確に処理するためのもの。

二 波浪に関する情報その他の国土交通省令で定める情報(以下この条において「波浪情報等」という。)の収集、分析及び提供により港湾工事を効率的に実施するためのもの。

三 前項第一号の電子情報処理組織を使用する港湾管理者又は同項第二号の電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受ける者(國及び港湾管理者を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、その使用料を負担しなければならない。

四 第五十条の二第六項中「同じ。」の下に「又は波浪情報等の収集のための機器」を「受け取る者」の下に「又は波浪情報等の提供を受ける者」を加える。

第五十四条の二の次に次の二条を加える。

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 重要港湾における特定埠頭(同一の者により一体的に運営される埠頭その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設(特定國際コンテナ埠頭を除く。)をいう。以下この条において同じ。)を運営し、又は運営しようとする者は、当該港湾の港湾管理者(以下この条において單に「港湾管理者」という。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該特定埠頭の運営の事業が当該港湾の港湾計画に適合することその他の要件に該当するものである旨の認定を申請することができなければならない。

5 港湾管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定埠頭の運営の事業が同項に定める要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

3 港湾管理者は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

4 港湾管理者は、第二項の認定をするに当たつては、国土交通省令で定めるところにより、当該認定の申請の内容を公衆の聴聞に供することその他の第六項の貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

5 港湾管理者は、第二項の認定をしたときは、運帶なく、当該認定を受けた者の氏名又は名称、

2

国土交通大臣は、前項の未定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この

第十四条 この法律の施行の日前に、旧法第三十九条第二項の認定特定事業計画又は旧法第二十一条第二項の認定中小売商業高度化事業計画による当該地の整備施設を設置した者について、地方公共団体が旧法第三十四条の規定により不動産取得税又は固定資産税に係る不均一の課税をして、当該地における地方交付税法(昭和二十一年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

第十五条 旧法第十七条第一項の認定特定事業者及び旧法第二十二条第一項の認定中小売商業高度化事業者に関する旧法第三十六条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 新法第三十六条第一項に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区画又は新法第五十五条第一項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区画に係る公告の日前にした当該公告に係る区域内の大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。)に係る行為に対する大規模小売店舗立地法の罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第十八条 この法律の施行の際現に行われている民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律(平成十八年法律第三十一号。以下「特定施設整備法等廃止法」という。)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法附则第十二条の規定による改正前の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第九条の債務の保証に係る機構の業務については、特定施設整備法等廃止法附则第十二条の規定は、なおその効力を有する。

(その他の経過措置の政策への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一一部改正)

第二十条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十二年法律第二十一条第一項の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第一項(第二号)並びに係る部分に限る。)及び同条第二項(第二号)並びに係る部分に限る。の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(印紙税法の一一部改正)

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十一条第一項の一部を次のように改正する。
別表第三の文書名の欄中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に「第二十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五条第一項の一部を次のように改正する。
別表第一第一百三十九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地活性化法第二十二条第一項第二号」を「中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号」に改める。

第二十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五条第一項の一部を次のように改正する。
別表第一第一百三十九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地活性化法第二十二条第一項第二号」を「中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号」に改める。

第二十四条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第七百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 この法律の施行の際に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第三十五条第一項に規定する基本計画の認定に関するこの規定による改正前の構造改革特別区域法第三十五条第一項に規定する構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一一部改正)

第二十六条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十二年法律第二十一条第一項の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第一項(第二号)並びに係る部分に限る。)及び同条第二項(第二号)並びに係る部分に限る。の規定による債務の保証及び出資を正しく行なうための経過措置)

第二十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一一部改正)

第二十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

(認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等)の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画に改める。

第二十九条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のよう

正) 第一条第一項第二号示中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第六条第一項の基本計画が作成された」を「第九条第一項に規定する基本計画が同条第六項の認定を受けた」に、「第七条第一項の特定中心市街地」を「第十六条第一項に規定する認定中心市街地」に改め、同条第二項第二号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に改め、「中心市街地整備推進機構」の下に「行政令で定めるもの」を加え、「第十二条第三号」を「第五十二条第三号」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一一部改正)

第二十条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十二年法律第二十一条第一項の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第一項(第二号)並びに係る部分に限る。)及び同条第二項(第二号)並びに係る部分に限る。の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(印紙税法の一一部改正)

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十一条第一項の一部を次のように改正する。
別表第三の文書名の欄中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地活性化法第二十二条第一項第三項」を「中心市街地活性化法第三十八条第三項」に改め、「第二十二条第一項」を「第三十八条第一項」に、「並びに同条第一項」を「第三十八条第一項」に、「並びに同条第二項の規定による債務の保証及び出資」を正しく行なうための経過措置)

第二十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十一条第一項の一部を次のように改正する。
別表第三の文書名の欄中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に「第二十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第二十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五条第一項の一部を次のように改正する。
別表第一第一百三十九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に「第二十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第二十四条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第七百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 この法律の施行の際に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第三十五条第一項に規定する構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一一部改正)

第二十六条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十二年法律第二十一条第一項の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第一項(第二号)並びに係る部分に限る。)及び同条第二項(第二号)並びに係る部分に限る。の規定による債務の保証及び出資を正しく行なうための経過措置)

第二十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

(認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等)の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画に改める。

第二十八条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のよう

正) 第一条第一項第二号示中「中心市街地活性化事業計画」に、「中心市街地整備改善活性化法第十七条」を「中心市街地活性化法第十二条第一項」に改める。

第二十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

(認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等)の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画に改める。

の規定による特定民間中心市街地活性化事業計画に、「中心市街地整備改善活性化法第十七条第一項(特定事業計画の変更の認定)の規定による認定特定事業計画」を「同法第四十一条第一項(認定特定事業計画)」に改める。

第十四条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののが」を削り、同項を同条と別表第二十五号中「中心市街地における商業活性化事業」を「削除」に改める。

(構造改革特別区域法の一一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行の際に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第三十五条第一項に規定する構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

(別表第二十五号中「中心市街地における商業活性化事業」を「削除」に改める。

第二十六条 株式等の取引に係る決済の合理化に関する法律(昭和二十二年法律第六十七条第二百五十二条第一項の規定による指定都市を含む)が第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定め、その内容について新法第五十五条第一項において準用する新法第三十六条第二項の規定により公告をした区域とみなす。

(株式等の取引に係る決済の合理化に関する法律)を「中心市街地整備改善活性化法」を「中心市街地活性化法」に、「第二十二条第一項」を「中心市街地活性化法第三十八条第一項」に、「並びに同条第一項」を「第三十八条第一項」に、「並びに同条第二項の規定による債務の保証及び出資」を正しく行なうための経過措置)

第二十七条 株式等の取引に係る決済の合理化に関する法律(昭和二十二年法律第六十七条第二百五十二条第一項の規定による指定都市を含む)の一部を次のように改正する。

(別表第一第一百三十九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に「第二十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第二十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五条第一項の一部を次のように改正する。
別表第一第一百三十九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に「第二十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第二十九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(内閣府設置法の一一部改正)

第三十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(内閣府設置法の認定に関する法律)を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第三十一条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(内閣府設置法の一一部改正)

第三十二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(内閣府設置法の認定に関する法律)を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第三十三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(内閣府設置法の一一部改正)

第三十四条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第七百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 この法律の施行に伴う経過措置は、政令で定める。

【回答】

第一百三十二条の六第一項の表法第百四十二条第一項第五号のビラの数の項中「 」を「千六百枚」に改める。

第一百三十二条の七第一項中「下欄に掲げる」の下に「当該」を加え、同項の表法第百四十二条第一項第六号のビラの数の項中「 」を「千六百枚」に改める。

【検討段階の案（元案）】

第一百三十二条の六第一項の表法第百四十二条第一項第五号のビラの数の項中「 」を「千六百枚」に改める。

第一百三十二条の七第一項中「下欄に掲げる」の下に「当該」を加え、同項の表法第百四十二条第一項第六号のビラの数の項中「 」を「千六百枚」に改める。

【解説】

表中の字句の改正を行う場合に、「○○の項中「A」を「B」に改める。」のように表中の欄を特定した上で字句そのものを改正する方式と、既存の表の一部分を図として「 」で捉え、これを改正後の表の一部を図として「 」に示して改める方式があるが（ワークブック問242）、この事例の場合、どちらの方式が改正の意図をより正確に反映できるのかを検討する必要がある。

「 」が、本来の符号としての用途（①目次において章、節等に含まれる条の範囲を示す際にその含まれる条が三条以上である場合、②別表等と本則中の規定との関係を示す際にその条が連続する三条以上である場合等「ワーカブック問288」）ではなく、表中の項目について「該当がない」旨を示す記号として使用されていることから、「検討段階の案（元案）」のように、字句そのものを改正する方式（「 」を「千六百枚」に改める。）とした場合に、「 」が符号なのか、罫線（単体の縦の罫線又は表の縦の罫線の一部）なのか、真に特定できているのかという問題が生ずる（法律、政令の改正において、「 」を単体で改正している用例はない。）。したがつて、事例においては、改正箇所を図として「 」で捉え、改正後の図として「 」に示して改める方式とした。

なお、当初案においては、「第一百三十二条の七第一項中「下欄に掲げる」の下に「当該」を加える」の改正規定はなく、第一百三十二条の六第一項の表の改正箇所と、第一百三十二条の七第一項の表の改正箇所を、それぞれ図として「 」で捉えて改正する案となっていた。

【回答】

第一章第二節第一款の款名中「の設置等」を「及びサイバーセキュリティ統括官の設置等」に改める。
第二条の見出し中「の設置等」を「及びサイバーセキュリティ統括官の設置等」に改め、同条第一項中「二人」を「一人及びサイバーセキュリティ統括官一人」に改める。

【検討段階の案（元案）】

第一章第二節第一款の款名及び第二条の見出し中「の設置等」を「及びサイバーセキュリティ統括官の設置等」に改め、同条第一項中「二人」を「及びサイバーセキュリティ統括官それぞれ一人」に改める。

【解説】

章名、節名等だけを改める場合には、全体を改める方式をとるのが原則であるが、改める部分が一部にとどまる場合には、当該部分のみを改める方式をとることも許容される（【ワークブック問177】）。

また、章名中（節名、款名等）と条文中（項又は号）の同一字句の改正については、章名、節名等が全体を改める方式をとるのが原則であることから、章名、節名等の改正と、条、項又は号の改正とは区別して行う必要がある（【ワークブック問211】）。

事例の場合には、「の設置等」を「及びサイバーセキュリティ統括官の設置等」に改める改正のほかに、第二条第一項において「二人」を「及びサイバーセキュリティ統括官それぞれ一人」に改める別の改正も行う必要があることから、尚更、款名の改正と、第二条の改正とは区別して行うべきである。

平成 30 度内閣法制局職員法制執務研修

— 第四部提出資料 —

平成 30 年 7 月

目 次

事例 1 【長官指摘事項】単独見出しの条を全改して共通見出しとする場合の 改め方	1
事例 2 【長官指摘事項】「ただし書」中の用法について	3
事例 3 【用例】ある条を共通見出しとし、当該条を移動する場合の注意点 について	5
事例 4 【用例】削除章を全部改正した結果、章に含まれる条が減少した例 について	15
事例 5 【長官指摘事項】法律の題名改正に伴う同法施行令の題名改正 に当たって改正方式について	34
事例 6 【長官指摘事項】読替準用・適用の文末の改正について	36
事例 7 【長官指摘事項】第〇章中の位置について	39
事例 8 【長官指摘事項】章の削除をしてから条を移動する場合の注意点 について	50
事例 9 【長官指摘事項】移動を伴う章名の改正について	65

事例 1

【長官指摘事項】単独見出しの条を全改して共通見出しどする場合の改め方について

[長官了の改め文]

○確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 29 年政令第 292 号）

（確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第二条 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 （略）

2 （略）

第三十八条の前に見出しとして「（企業型年金に係る運用、給付及び移換に関する規定の準用）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第三十八条の二 （略）

（確定給付企業年金の加入者となった者の個人型年金加入者の資格の喪失）

第三十八条の三 （略）

※改正前の第 38 条には単独見出しが付いていた。

直近の例に倣った改め文としていたところ、長官からダブルタッチではないかとのご指摘があったため、上記のような改め文とした。

[直近の例]

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第六条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（雇用保険率の変更に関する暫定措置）」を付し、同条を次のように改める。

第十条 （略）

附則第十条の次に次の二条を加える。

第十条の二 （略）

※「（雇用保険率の変更に関する暫定措置）」は、附則第 10 条及び附則第 10 条の 2 の共通見出し

※ 平成 29 年 9 月に、調査官、第二部総務主任及び第三部総務主任に情報共有しています。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（企業型年金に係る運用、給付及び移換に関する規定の準用）	（準用）
第三十八条 第十二条から第十五条の二まで、第十六条第一項及び第十七条の規定は個人型年金の給付に充てるべき積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、第十八条及び第十九条の規定は個人型年金の給付について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第三十八条 第十二条から第十七条までの規定は個人型年金の給付に充てるべき積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、第十八条及び第十九条の規定は個人型年金の給付について準用する。この場合において、これらの規定中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と読み替えるものとする。	
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第三十八条の二 （略）		
第三十八条の三 （略）		
（新設）		

事例 2

【長官指摘事項】「ただし書」中の用法について

法令整備会議資料集（三）の（一六）「ただし書中」の用法について（378頁からの議題）、議事要旨にかかわらず、次のとおりとされた。

事例は、「第〇条・・・A・・・B・・・。ただし、・・・B・・・。」

「A」を「a」に改め、「B」の下に「b」を加えるもの

○土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案

（平成29年政令第241号）

〔長官了の改め文〕

（土地改良法施行令の一部改正）

第一条 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」に改め、「が定める年度」の下に「の初日」を加え、同項ただし書中「年度」の下に「の初日」を加える。

〔当初案〕

第五十三条第二項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」に改め、「年度」の下に「の初日」を加える。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（国営土地改良事業の負担金についての都道府県の徴収方法等）

第五十三条（略）

2 前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）は、当該国営土地改良事業が完了した年度（法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項、法第八十五条の三第一項若しくは法第八十五条の四第一項の申請により、又は法第八十七条の二第一項若しくは法第八十七条の五第一項の規定により行う国営土地改良事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の二第一項若しくは法第八十七条の四第一項の規定により行う国営土地改良事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十八条第一項の規定により災害復旧等を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して、第五十二条第一項第一号の二及び第五号に掲げる事業にあつては十五年を、その他の国営土地改良事業にあつては十七年をそれぞれ下らないものとし、据置期間は、同項第一号の二及び第五号に掲げる事業にあつては三年を、その年を、その他の国営土地改良事業にあつては二年をそれぞれ下らないものとし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算するものとする。

3
（略）
一〇四（略）

第五十三条（略）

2 前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）は、当該国営土地改良事業が完了した年度（法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項、法第八十五条の三第一項若しくは法第八十五条の四第一項の申請により、又は法第八十七条の二第一項若しくは法第八十七条の五第一項の規定により行う国営土地改良事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度から起算して、第五十二条第一項第一号の二及び第五号に掲げる事業にあつては十五年を、その他の国営土地改良事業にあつては十七年をそれぞれ下らないものとし、据置期間は、同項第一号の二及び第五号に掲げる事業にあつては三年を、その他の国営土地改良事業にあつては二年をそれぞれ下らないものとし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。

3
（略）
一〇四（略）

事例 3

【用例】ある条を共通見出しとし、当該条を移動する場合の注意点について

○産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成30年政令第199号）

〔長官了の改め文〕

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第二条 中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一條の前の見出しを削り、同条第一項中「第四十六条第一項並びに第四十七条第一項」を「第五十八条第一項並びに第五十九条第一項」に改め、同条第二項中「第四十六条第一項並びに第四十七条第一項」を「第五十八条第一項並びに第五十九条第一項」に改め、同項第二号中「第十三条第一号」を「第十四条第一号」に改め、同項第六号中「第十三条第三号」を「第十四条第三号」に改め、同項に次の二号を加える。

十一 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（第一種動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項に規定する第一種動物取扱業をいう。以下同じ。）及び第二種動物取扱業（同法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

十二 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方環境事務所又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方環境事務所が同一であるものに関する環境大臣の権限 当該地方環境事務所長

イ その地区が一の地方環境事務所の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方環境事務所の管轄区域内に限られる法第二条第五項に規定する一般社団法人

第十一條を第十二条とし、同条の前に見出しとして「(権限の委任)」を付する。

(注) 従来では、次の例のとおり、条見出しを削って、同条の前に見出しを付してから当

該条を移動していたが、最近では、上記のような改正方式をとっている。

[従来の例]

○中小企業経営革新支援法施行令等の一部を改正する政令（平成17年政令第153号）

（中小企業経営革新支援法施行令の一部改正）

第一条 中小企業経営革新支援法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(権限の委任)」を付し、同条第一項中「第四条第一項、第五条第一項及び第二項、第九条第一項及び第二項、第十五条第一項並びに第十六条」を「第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十四条第一項並びに第三十五条」に改め、同項第一号中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第八号」に改め、同項第二号口中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第二項中「第四条第一項、第五条第一項及び第二項、第九条第一項及び第二項、第十五条第一項並びに第十六条」を「第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十四条第一項並びに第三十五条」に改め、同項第一号中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第八号」に、「次号において」を「以下」に改め、同項第二号口中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同項第三号中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第八号」に、「次号において」を「以下」に改め、同項第四号口中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同項第五号中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第八号」に、「次号において」を「以下」に改め、同項第六号口中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同項第七号中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第八号」に改め、同項第八号口中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同項第九号中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第八号」に改め、「地方整備局長」の下に「、北海道開発局長」を加え、「次号において」を「以下」に改め、同項第十号口中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条を第十二条とする。

○中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

第一条～第四条（略）

（特定独立行政法人等の範囲）

第五条 法第二条第十四項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一・二（略）

第六条・第七条（略）

（経営力向上計画に係る特定許認可等）

（新設）

- 第八条 法第十三条第四項の政令で定める許認可等（以下この条において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。
- 一 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可
 - 二 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可
 - 三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条又は第五条の許可
 - 四 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の許可
 - 五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十五条の許可
 - 六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条

第一条～第四条（略）

（特定独立行政法人等の範囲）

第五条 法第二条第十一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一・二（略）

第六条・第七条（略）

現 行

の許可

2 特定許認可等に係る行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、法第十三条第六項の同意のために必要な書類を定めることができる。

3 法第十三条第一項の認定の申請を行う者が前項の規定により行政庁が書類を定めた特定許認可等に基づく地位を当該申請に係る経営力向上計画に記載する場合には、当該申請書には、当該書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、法第十三条第六項の規定により特定許認可等をした行政庁に協議する場合においては、前項の規定により添付された書類を当該行政庁に送付するものとする。

(経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証並びに経営力向上関連保証に係る保険料率)

第九条 法第十八条第十一項の政令で定める率は、保証をした借り入れの期間一年につき、中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一ペーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五ペーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九ペーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は〇・一五ペーセント）、同法第三条の四第一項に規定する流动資産担保保険にあつては〇・二九ペーセントとする。

(中核的支援機関の支援事業)

第十一条 法第五十条第一項の政令で定める支援事業は、次のとお

(経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証並びに経営力向上関連保証に係る保険料率)

第八条 法第十六条第十一項の政令で定める率は、保証をした借り入れの期間一年につき、中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一ペーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五ペーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九ペーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は〇・一五ペーセント）、同法第三条の四第一項に規定する流动資産担保保険にあつては〇・二九ペーセントとする。

(中核的支援機関の支援事業)

第九条 法第三十八条第一項の政令で定める支援事業は、次のとお

りとする。

一〇四 (略)

(都道府県が処理する事務)

第十一條 (略)

(権限の委任)

第十二條 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第五十八条第一項並びに第五十九条第一項の規定による行政庁の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一・二 (略)

2 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第五十八条第一項並びに第五十九条第一項の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 (略)

二 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（行政書士業務（行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項に規定する業務並びに同法第十三条の六第一号に規定する総務省令で定める業務をいう。次条第二項第一号及び第十四条第一号において同じ。）に係るものと除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次

おりとする。

一〇四 (略)

(都道府県が処理する事務)

第十條 (略)

(権限の委任)

第十一條 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第四十六条第一項並びに第四十七条第一項の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一・二 (略)

2 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第四十六条第一項並びに第四十七条第一項の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 (略)

二 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（行政書士業務（行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項に規定する業務並びに同法第十三条の六第一号に規定する総務省令で定める業務をいう。次条第二項第一号及び第十三条第一号において同じ。）に係るものと除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次

イ若しくは口に掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この号において同じ。）

又は次のイ若しくは口に掲げる者に係る総合通信局が同一であるものに関する総務大臣の権限 当該総合通信局長

イ・ロ （略）

三〇五 （略）

六 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務並びに同法第二十五条の九第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める業務をいう。次条第二項第三号及び第十四条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくは口に掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあっては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくは口に掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ・ロ （略）

七〇十 （略）

十一 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするもの）を除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経

イ若しくは口に掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくは口に掲げる者に係る総合通信局が同一であるものに関する総務大臣の権限 当該総合通信局長

イ・ロ （略）

三〇五 （略）

六 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務並びに同法第二十五条の九第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める業務をいう。次条第二項第三号及び第十三条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくは口に掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあっては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくは口に掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ・ロ （略）

七〇十 （略）

（新設）

革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（第一種動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第二百五号）第十条第一項に規定する第一種動物取扱業をいう。以下同じ。）及び第二種動物取扱業（同法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業をいう。以下同じ。）に係るもの）を除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

十二 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画で

あつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るもの）を除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方環境事務所又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方環境事務所が同一であるものに關する環境大臣の権限 当該地方環境事務所長

イ その地区が一の地方環境事務所の管轄区域内に限られた組合

ロ その行う事業が一の地方環境事務所の管轄区域内に限られる法第二条第五項に規定する一般社団法人

第十三条 法第十条第一項、第十一项第一項から第三項まで、第五十八条第二項及び第五十九条第一項（認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。次項において同じ。）の規定による主務大臣の権限（經濟産業大臣に属するもの

（新設）

第十二条 法第十条第一項、第十一项第一項から第三項まで、第四十六条第二項及び第四十七条第一項（認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。次項において同じ。）の規定による主務大臣の権限（經濟産業大臣に属するもの

に限る。)は、当該異分野連携新事業分野開拓計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第十条第一項、第十一项第一項から第三項まで、第五十八条第二項及び第五十九条第一項の規定による主務大臣の権限(經濟産業大臣に属するものを除く。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇五 (略)

六 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計

画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業(第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。)の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限

当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

第十四条 法第十三条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十一条、第五十八条第三項並びに第五十九条第一項(認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。)の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇六 (略)

七 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業(第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものと除く。)の全部又は一部が環境大臣の所管に属するもの

に限る。)は、当該異分野連携新事業分野開拓計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第十条第一項、第十一项第一項から第三項まで、第四十六条第二項及び第四十七条第一項の規定による主務大臣の権限(經濟産業大臣に属するものを除く。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇五 (略)

(新設)

第十三条 法第十三条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十一条、第五十六条第三項並びに第四十七条第一項(認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。)の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇六 (略)

(新設)

に関する環境大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

第十五条 法第二十六条第一項、第三項及び第四項、法第二十八条第二項において準用する法第二十六条第一項及び第三項、法第二十九条から第三十一条まで並びに法第五十九条第三項（経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、認定経営革新等支援機関（法第二十六条第一項の認定を受けようとする者をうとする者を含む。次項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第六十一条第十一項の規定により金融庁長官に委任された権限（認定経営革新等支援機関である金融機関のうち金融庁長官の指定するものに関するものを除く。）は、認定経営革新等支援機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域にあっては、福岡財務支局長）に委任されるものとする。

附 則

（略）

2 平成十三年三月三十一日までに成立している中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、法第十八条第一項に規定する経営革新関連保証に係るものについての第九条の規定の適用に

第十四条 法第二十二条第一項、第三項及び第四項、第二十三条並びに第四十七条第二項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、認定経営革新等支援機関（法第二十二条第一項の認定を受けようとする者を含む。次項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第四十九条第十一項の規定により金融庁長官に委任された権限（認定経営革新等支援機関である金融機関のうち金融庁長官の指定するものに関するものを除く。）は、認定経営革新等支援機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域にあっては、福岡財務支局長）に委任されるものとする。

附 則

（略）

2 平成十三年三月三十一日までに成立している中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、法第十六条第一項に規定する経営革新関連保証に係るものについての第八条の規定の適用に

ついては、同条中「〇・四一パーセント」とあるのは「〇・四
パーセント」と、「〇・二九パーセント」とあるのは「〇・二
八パーセント」と、「〇・一九パーセント」とあるのは「〇・
一八パーセント」とする。

ついては、同条中「〇・四一パーセント」とあるのは「〇・四
パーセント」と、「〇・二九パーセント」とあるのは「〇・二
八パーセント」と、「〇・一九パーセント」とあるのは「〇・
一八パーセント」とする。

事例 4

【用例】削除章を全部改正した結果、章に含まれる条が減少した例について

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）

〔長官了の改め文〕

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第四条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十一条」に、「第二十条—第三十一条」を「第二十二条—第三十三条」に、「第四章 削除」を「第四章 地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保（第三十四条・第三十五条）」に、「第四十条」を「第三十六条」に、「第四十一条—第四十三条の三」を「第三十七条—第四十三条」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保

（地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画）

第三十四条 （略）

（協議会）

第三十五条 （略）

第三十一条中…に改め、第三章第三節中同条を第三十三条とする。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条の前の見出しを削り、同条を第三十一条とし、同条の前に見出しとして「（特定地域における措置）」を付する。

第二十八条中…に改め、同条を第三十条とする。

第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条中…に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とする。

第二十二条第一項第二号中…に改め、同条を第二十四条とする。

第二十一条第二項中…に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条第三号中…に改め、同条を第二十二条とする。

第三章第二節中第十九条を第二十一条とし、第十八条の二を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条の二を第十八条とする。

第五章中第四十条を第三十六条とする。

第四十一条第一項中…に改め、第六章第一節中同条を第三十七条とする。

第四十二条第三項中…に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（業務拡大に係る業種及び職種の指定等）

第三十九条 （略）

第四十条 (略)

第四十三条を第四十一条とする。

第四十三条の二中…に改め、同条を第四十二条とする。

第四十三条の三第一項中…に改め、同条を第四十三条とする。

第四十四条第一項中…に改める。

第四十五条中…を削る。

第四十八条中…を削る。

(注) 改正前の第四章は「第三十二条から第三十九条まで 削除」となっていた。

〔前例〕

○生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和61年法律第82号）

附 則

（農業機械化促進法の一部改正）

第八条 農業機械化促進法の一部を次のように改正する。

「第四章 農業機械化研究所

第一節 総則（第十六条一第二十五条）

第二節 役員等（第二十六条一第三十八条）

目次中 第三節 業務（第三十九条・第四十条） を「第四章 生物系特

第四節 財務及び会計（第四十一条一第五十条）

第五節 監督（第五十一条・第五十二条）

第六節 雜則（第五十三条一第五十五条）」

業技術研究推進機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務（第十六条）に、「第五十六条一第六十条」を「第十七条」に改める。

第六条第三項中…に改める。

第八条及び第八条の二第一項中…に改める。

第十条の二第一項中…に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 生物系特定産業技術研究推進機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務

（農機具の改良に関する試験研究等の業務）

第十六条 (略)

※ なお、次長からは、章を全部改正した結果、六条分が消えた印象が残るため、用例がなければ、二度いじりになるが、第四章を削った上で第四章を新設したらどうか、という提案があった。

○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次	目次
第一章 総則（第一条—第七条）	第一章 総則（第一条—第七条）
第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進（第八条—第十二条）	第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進（第八条—第十二条）
第三章 高年齢者等の再就職の促進等	第三章 高年齢者等の再就職の促進等
第一節 国による高年齢者等の再就職の促進等（第十二条—第十一条）	第一節 国による高年齢者等の再就職の促進等（第十二条—第十一条）
第二節 事業主による高年齢者等の再就職の援助等（第十五条—第十四条）	第二節 事業主による高年齢者等の再就職の援助等（第十五条—第十四条）
第三節 中高年齢失業者等に対する特別措置（第二十二条—第三十三条）	第三節 中高年齢失業者等に対する特別措置（第二十二条—第三十三条）
第四章 地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保（第三十四条・第三十五条）	第四章 削除
第五章 定年退職者等に対する就業の機会の確保（第三十六条）	第五章 定年退職者等に対する就業の機会の確保（第四十条）
第六章 シルバー人材センター等	第六章 シルバー人材センター等
第一節 シルバー人材センター（第三十七条—第四十三条）	第一節 シルバー人材センター（第四十一条—第四十三条の三）
第二節 シルバー人材センター連合（第四十四条・第四十五条）	第二節 シルバー人材センター連合（第四十四条・第四十五条）
第三節 全国シルバー人材センター事業協会（第四十六条—第四十七条）	第三節 全国シルバー人材センター事業協会（第四十六条—第四十七条）

十八条)

第七章 国による援助等（第四十九条—第五十一条）

第八章 雜則（第五十二条—第五十四条）

第九章 罰則（第五十五条—第五十七条）

附則

第十八条～第二十一条 （略）

第三節 中高年齢失業者等に対する特別措置

（中高年齢失業者等求職手帳の発給）

第二十二条 公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに對して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等求職手帳（以下「手帳」という。）を發給する。

一・二 （略）

三 第二十五条第一項各号に掲げる措置を受ける必要があると認められること。

四 （略）

十八条)

第七章 国による援助等（第四十九条—第五十一条）

第八章 雜則（第五十二条—第五十四条）

第九章 罰則（第五十五条—第五十七条）

附則

第十七条の二～第十九条 （略）

第三節 中高年齢失業者等に対する特別措置

（中高年齢失業者等求職手帳の発給）

第二十条 公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに對して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等求職手帳（以下「手帳」という。）を發給する。

一 公共職業安定所に求職の申込みをしていること。

二 誠実かつ熱心に就職活動を行う意欲を有すると認められること。

三 第二十三条第一項各号に掲げる措置を受ける必要があると認められること。

四 前三号に掲げるもののほか、生活の状況その他の事項について厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件に該当すること。

(手帳の有効期間)

第二十三条 (略)

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者であつて、前項の手帳の有効期間を経過してもなお就職が困難であり、引き続き第二十五条第一項各号に掲げる措置を実施する必要があると認められるものについて、その手帳の有効期間を厚生労働省令で定める期間延長することができる。

3 (略)

(手帳の失効)

第二十四条 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その効力を失う。

一 (略)

二 第二十二条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。

三 (略)

2 (略)

(手帳の有効期間)

第二十一条 手帳は、厚生労働省令で定める期間、その効力を有する

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者であつて、前項の手帳の有効期間を経過してもなお就職が困難であり、引き続き第二十五条第一項各号に掲げる措置を実施する必要があると認められるものについて、その手帳の有効期間を厚生労働省令で定める期間延長することができる。

3 前二項の厚生労働省令で定める期間を定めるに当たつては、特定地域に居住する者について特別の配慮をすることができる。

(手帳の失効)

第二十二条 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その効力を失う

一 新たに安定した職業に就いたとき。

二 第二十一条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件に該当するとき。

2 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

第二十五条～第二十七条 (略)

(手当の支給)

第二十八条 国及び都道府県は、第二十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、手帳の有効期間中、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき、手当を支給することができる。

第二十九条 (略)

(報告の請求)

第三十条 公共職業安定所長は、第二十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対し、その就職活動の状況について報告を求めることができる。

(特定地域における措置)

第三十一条 (略)

第三十二条 (略)

(厚生労働省令への委任)

第三十三条 この節に定めるもののほか、手帳の発給、手帳の返納そ

第二十三条～第二十五条 (略)

(手当の支給)

第二十六条 国及び都道府県は、第二十四条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、手帳の有効期間中、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき、手当を支給することができる。

第二十七条 (略)

(報告の請求)

第二十八条 公共職業安定所長は、第二十四条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対し、その就職活動の状況について報告を求めることができる。

(特定地域における措置)

第二十九条 (略)

第三十条 (略)

(厚生労働省令への委任)

第三十一 条 この節に定めるもののほか、手帳の発給、手帳の返納そ

の他手帳に關し必要な事項、第二十六条第一項又は第二項の指示の手続に關し必要な事項及び公共事業への中高年齢失業者等の吸收に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保

第四章 削除

の他手帳に關し必要な事項、第二十四条第一項又は第二項の指示の手続に關し必要な事項及び公共事業への中高年齢失業者等の吸收に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画)

第三十四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、次条第一項の協議会における協議を経て、地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画（以下この条及び同項において「地域高年齢者就業機会確保計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域高年齢者就業機会確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域高年齢者就業機会確保計画の対象となる区域（次項第一号において「計画区域」という。）

二 地域の特性を生かして重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種に関する事項

三 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業に関する事項

四 計画期間

3 地域高年齢者就業機会確保計画においては、前項各号に掲げる事項

第三十二条から第三十九条まで 削除

削除

項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 計画区域における高年齢者の就業の機会の確保の目標に関する事項

二 地方公共団体及び次条第一項の協議会の構成員その他の関係者が実施する高年齢者の就業の機会の確保に資する事業に関する事項

4 地方公共団体は、第一項の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 政府は、第一項の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画（前項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に係る第二項第三号に規定する事業について、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

（協議会）

第三十五条 地方公共団体、関係機関、第三十七条第二項に規定するシルバー人材センター、事業主団体、高年齢者の就業に関連する業務に従事する者その他の関係者は、高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する地域の課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域高年齢者就業機会確保計画に関し必要な事項その他地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保の方策について協議を行うための協議会を組織することができる。

（新設）

2 前項の協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第五章 定年退職者等に対する就業の機会の確保

第三十六条 (略)

第六章 シルバー人材センター等

第一節 シルバー人材センター

(指定等)

第三十七条 都道府県知事は、定年退職者その他高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係るものとの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人（次項及び第四十四条第一項において「高年齢者就業援助法人」という。）であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。第

第五章 定年退職者等に対する就業の機会の確保

第四十条 (略)

第六章 シルバー人材センター等

第一節 シルバー人材センター

(指定等)

第四十一条 都道府県知事は、定年退職者その他高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係るものとの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ことができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人（次項及び第四十四条第一項において「高年齢者就業援助法人」という。）であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。第

三十九条及び第四十四条において同じ。) の区域 (当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一項第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するため必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域) ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者 (以下「シルバー人材センター連合」という。) に係る同項の指定に係る区域 (同条第二項又は第四項の変更があったときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」とす) り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者 (以下「シルバー人材センター連合」という。) に係る同項の指定に係る区域 (同条第二項又は第四項の変更があったときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」とす) ることはできない。

一・二 (略)

- 一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確實に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。

2～5 (略)

(業務等)

第三十八条 シルバー人材センターは、前条第一項の指定に係る区域 (以下「センターの指定区域」という。) において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 四 (略)

- 四十四条において同じ。) の区域 (当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するため必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域) ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者 (以下「シルバー人材センター連合」という。) に係る同項の指定に係る区域 (同条第二項又は第四項の変更があったときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」とす) り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者 (以下「シルバー人材センター連合」という。) に係る同項の指定に係る区域 (同条第二項又は第四項の変更があったときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」とす) ることはできない。

2～5 (略)

(業務等)

第四十二条 シルバー人材センターは、前条第一項の指定に係る区域 (以下「センターの指定区域」という。) において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 臨時的かつ短期的な就業 (雇用によるものを除く。) 又はその

(略)

前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十条第一項の規定による許可とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十二条の三、第三十二条の四第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十から第三十二条の十三まで、第三十二条の十五、第三十二条の十六、第三十三条の六から第三十四条まで、第四十八条から第十八条の四まで、第五十一条及び第六十四条から第六十七条までの

他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

二、臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと。

三、高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

四、前三号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関する必要な業務を行うこと。

(略)

前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十条第一項の規定による許可とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十二条の三、第三十二条の四第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十から第三十二条の十三まで、第三十二条の十五、第三十二条の十六、第三十三条の六から第三十四条まで、第四十八条から第十八条の四まで、第五十一条及び第六十四条から第六十七条までの

規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十二条の三第一項中「第三十条第一項の許可を受けた者」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項」の規定により届け出て、有料の職業紹介事業を行う者」と、同法第三十二条の四第二項中「許可証の交付を受けた者は、当該許可証」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項」の規定により届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類」と、同法第三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第一号」とする。

4・5 (略)

6 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一项第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第三十条、第三十七条第一項第八号並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第二項	前項の許可を受けようとする者	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭
--------	----------------	----------------------

規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十二条の三第一項中「第三十条第一項の許可を受けた者」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項」の規定により届け出て、有料の職業紹介事業を行う者」と、同法第三十二条の四第二項中「許可証の交付を受けた者は、当該許可証」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項」の規定により届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類」と、同法第三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第二号」とする。

4・5 (略)

6 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一项第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第三十条、第三十七条第一項第八号並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第二項	前項の許可を受けようとする者	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭
--------	----------------	----------------------

和四十六年法律第六十
八号) 第三十八条第五

項の規定により届け出
て労働者派遣事業を行
おうとする者

(略)	申請書	届出書
(略)	(略)	(略)

7 (略)

(業務拡大に係る業種及び職種の指定等)

第三十九条 都道府県知事は、シルバー人材センターが行う前条第一項第二号及び第四号に掲げる業務に関し、労働力の確保が必要な地域においてその取り扱う範囲を拡張することにより高年齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であつて、労働力の需給の状況、同項第二号及び第四号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、労働者派遣事業に限る。）と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するものを、センターの指定区域内の市町村の区域ごとに指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる者の意見を聽かなければならぬ。
一 当該指定に係る市町村の長

和四十六年法律第六十
八号) 第四十二条第五

項の規定により届け出
て労働者派遣事業を行
おうとする者

(略)	申請書	届出書
(略)	(略)	(略)

7 (略)

(新設)

二 当該指定に係るシルバー人材センター

三 指定しようとする業種及び職種に係る有料の職業紹介事業若しくは労働者派遣事業又はこれらと同種の事業を当該指定に係る市町村の区域において営む事業者を代表する者

四 当該指定に係る市町村の区域の労働者を代表する者

3 都道府県知事は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、当該指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域を公示しなければならない。

5 第一項の指定に係る市町村の区域において、シルバー人材センターが同項の規定により指定された業種及び職種について前条第二項の規定により有料の職業紹介事業（就業の場所が当該市町村の区域内にある求人に係るものに限る。）を行う場合における同条第一項第二号の規定の適用については、同号中「軽易な業務」とあるのは、「軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務」とする。

6 第一項の指定に係る市町村の区域において、シルバー人材センターが同項の規定により指定された業種及び職種について前条第五項の規定により労働者派遣事業（派遣就業（労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。）の場所が当該市町村の区域内にある場合に限る。）を行う場合における前条第一項第四号の規定の適用については、同号中「及びその他の軽易な業務」とあるのは、「並びにその他の軽易な業務及びその能力を活用して行う業務」と

する。

第四十条 都道府県知事は、前条第一項の指定をした業種及び職種が同項に規定する基準に適合しなくなつたときは、遅滞なく、その指定を取り消すものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

第四十一条 (略)

(監督命令)

第四十二条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、シルバー人材センターに対し、第三十八条第一項(一)第三十九条第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第四十三条 都道府県知事は、シルバー人材センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。
一 第三十八条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

(新設)

第四十三条 (略)

(監督命令)

第四十三条の二 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、シルバー人材センターに対し、第四十二条第一項に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第四十三条の三 都道府県知事は、シルバー人材センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。
一 第四十二条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二〇五 (略)

2

(略)

(指定等)

第四十四条 都道府県知事は、その会員に二以上のシルバー人材センターを有する高年齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第三十八条第一項に規定する業務に關し第三十七条第一項各号に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該高年齢者就業援助法人の会員であるシルバー人材センターに係るセンターの指定区域と当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域ごとに一個に限り、次条において準用する第三十八条第一項に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、当該指定をするに當たつては、当該市町村の区域から、当該指定に係る申請をした高年齢者就業援助法人の会員でないシルバー人材センターに係るセンターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

(略)

3 2 第一項の指定又は前項の届出があつたときは、当該指定又は届出

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 前条の規定に基づく処分に違反したとき。

五 第五十三条第一項の条件に違反したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定等)

第四十四条 都道府県知事は、その会員に二以上のシルバー人材センターを有する高年齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第四十二条第一項に規定する業務に關し第四十一条第一項各号に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該高年齢者就業援助法人の会員であるシルバー人材センターに係るセンターの指定区域と当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域ごとに一個に限り、次条において準用する第四十二条第一項に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、当該指定をするに當たつては、当該市町村の区域から、当該指定に係る申請をした高年齢者就業援助法人の会員でないシルバー人材センターに係るセンターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

(略)

3 第一項の指定又は前項の届出があつたときは、当該指定又は届出

に係るシルバー人材センター連合の会員であるシルバー人材センターに係る第三十七条第一項の指定は、その効力を失うものとする。

4 (略)

(準用)

第四十五条 第三十七条第三項から第五項まで及び第三十八条から第四十三条までの規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第三十七条第三項中「第一項の指定をしたとき」とあるのは「第四十四条第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域（当該変更があつたときは、当該変更後の地域）」と、第三十八条第一項中「前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）」とあるのは「連合の指定区域」と、同条第三項中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第三十八条第二項」と、同条第五項中「その構成員である高年齢退職者のみ」とあるのは「その直接又は間接の構成員である高年齢退職者のみ」、同条第六項の表第五条第二項の項中「第三十八条第五項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第三十八条第五項」と、同表第六条第五号の項及び第六条第七号の項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と、第三十九条第一項中「センターの指定区域」とあるのは「連合の指定区域」と、

第四十五条 第四十二条第三項から第五項まで及び第四十二条から第四十三条までの規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第四十二条第三項中「第一項の指定をしたとき」とあるのは「第四十四条第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域（当該変更があつたときは、当該変更後の地域）」と、第四十二条第一項中「前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）」とあるのは「第四十四条第一項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域）」と、同条第三項中「第四十二条第二項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第四十二条第二項」と、同条第五項中「その構成員である高年齢退職者のみ」とあるのは「その直接又は間接の構成員である高年齢退職者のみ」とあるのは「第四十五条において準用する同法第四十二条第五項」と、同表第六条第五号の項及び第六条第七号の項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と、第三十九条第一項中「センターの指定区域」とあるのは「連合の指定区域」と、

に係るシルバー人材センター連合の会員であるシルバー人材センターに係る第四十二条第一項の指定は、その効力を失うものとする。

4 (略)

(準用)

第四十二条中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、第四十三条第一項中「第三十七条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第二号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十八条 第三十七条第三項から第五項まで及び第四十一条から第四十三条までの規定は、全国シルバー人材センター事業協会について準用する。この場合において、第三十七条第三項から第五項まで及び第四十一条から第四十三条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第三十七条第三項中「第一項」とあるのは「第四十六条」と、「事務所の所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「並びに事務所の所在地」と、第四十二条中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、「第三十八条第一項（第三十九条第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）」とあるのは「第四十七条」と、第四十三条第一項中「第三十七条第一項」とあるのは「第四十六条」と、同項第一号中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十七条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第六章第三節」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十八条 第四十一条第三項から第五項まで及び第四十三条から第四十三条までの規定は、全国シルバー人材センター事業協会について準用する。この場合において、第四十一条第三項から第五項まで及び第四十三条から第四十三条の三までの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十一条第三項中「第一項」とあるのは「第四十六条」と、「事務所の所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「並びに事務所の所在地」と、第四十三条の二中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、「第四十二条第一項」とあるのは「第四十七条」と、第四十三条の三第一項中「第一項」とあるのは「第四十七条」と、第四十三条の三第一項中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十六条」と、同項第一号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十七条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第六章第三節」と読み替えるものとする。

一連合」と、第四十三条の二中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、「第四十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と、第四十三条の三第一項中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第一号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第六章第二節において準用する前条」と読み替えるものとする。

ものとする。

する。

事例 5

【長官指摘事項】法律の題名改正に伴う同法施行令の題名改正に当たっての改正方式について

○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第200号）

〔長官了の改め文〕

（雇用対策法施行令の一部改正）

第一条 雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令

第一条第一号中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号。）」に改める。

（注）働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）

の施行に伴い、「雇用対策法」が「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改められた。

〔当初案〕

（雇用対策法施行令の一部改正）

第一条 雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令

第一条第一号中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

※ 長官（次長も含む。）の意図としては、制定文に法律番号が付されているとしても、本則中の初出の箇所に法律番号を付することで題名の改正が行われたことが（国民にとって）分かりやすくなるため、と推測される。

○ 雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令</p>	<p>雇用対策法施行令</p>
<p>（職業転換給付金の支給）</p> <p>第一条 職業転換給付金の支給は、次の区分に従い、国及び都道府県が行うものとする。</p> <p>一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号。以下「法」という。）第十八条第一号、第三号及び第四号に掲げる給付金並びに次条の給付金 国</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（職業転換給付金の支給）</p> <p>第一条 職業転換給付金の支給は、次の区分に従い、国及び都道府県が行うものとする。</p> <p>一 雇用対策法（以下「法」という。）第十八条第一号、第三号及び第四号に掲げる給付金並びに次条の給付金 国</p> <p>二・三 （略）</p>

事例 6

【長官指摘事項】読み替準用・適用の文末の改正について

○卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）

〔長官了の改め文〕

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

第十九条 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の見出しを「（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の適用）」に改め、同条中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法第十三条第一項」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十八条第一項」に、「以下」を「平成十年法律第九十二号。以下」に、「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十二条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号」を「第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に、「この章」を「この節」に、「とする」を「と、同法第三十二条第二号中「第二十三条第一項」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項」と、同条第三号中「第二十四条」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十四条とする」に改める。

〔当初案〕

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

第十九条 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の見出しを「（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の適用）」に改め、同条中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法第十三条第一項」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十八条第一項」に、「以下」を「平成十年法律第九十二号。以下」に、「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十二条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号」を「第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に、「この章」を「この節」に改め、「中心市街地活性化法」の下に「と、同法第三十二条第二号中「第二十三条第一項」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項」と、同条第三号中「第二十四条」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十四条」を加える。

改 正 案

現 行

（食品等流通合理化促進機構の業務の特例）

第五十四条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、認定中心市街地における食品の流通の円滑化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業（次号において「認定食品流通円滑化事業」といいう。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
（削る。）

（食品流通構造改善促進機構の業務の特例）

第五十四条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、認定中心市街地における食品の流通の円滑化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業（以下この条において「認定食品流通円滑化事業」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- 二 認定食品流通円滑化事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定食品流通円滑化事業に参加すること。
- 三 認定食品流通円滑化事業を実施する者の委託を受けて、認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従つて施設の整備を行うこと

二 （略）

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の適用）

第五十五条 前条の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十八条第一項中「前条第一号に掲げる業務」とあるのは、「前

四 （略）

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（食品流通構造改善促進法の適用）

第五十五条 前条の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、食品流通構造改善促進法第十三条第一項中「前条第一号に掲げる業務」とあるのは、「前条第一号に掲げる業務及び中

条第一号に掲げる業務及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。）第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第十九条第一項中「第十七条第一号に掲げる業務」とあるのは「第十七条第一号に掲げる業務」である。」とあるのは「第十七条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号中「第十七条各号に掲げる業務」とあるのは「第十七条各号に掲げる業務又は中心市街地活性化法第五十四条各号に掲げる業務」と、同項第三号中「この節」とあるのは「この節若しくは中心市街地活性化法」と、同法第三十二条第二号中「第二十三条第一項」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項」と、同条第三号中「第二十四条」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十四条」とする。

心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」といふ。）第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第十四条第一項中「第十二条第一号に掲げる業務」とあるのは「第十二条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号中「第十二条各号に掲げる業務」とあるのは「第十二条各号に掲げる業務又は中心市街地活性化法第五十四条各号に掲げる業務」と、同項第三号中「この章」とあるのは「この章若しくは中心市街地活性化法」とする。

事例 7

【長官指摘事項】第〇章中の位置について

○卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）

[長官了の改め文]

（卸売市場法の一部改正）

第一条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第四十八条第二項中「開設者」を「農林水産大臣」に、「卸売業者若しくは仲卸業者」を「中央卸売市場の開設者」に、「その職員」を「当該職員」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第一項又は」を削り、「職員」を「当該職員」に改め、同条第四項中「第一項又は」を削り、第三章中同条を第十二条とし、同条の前に次の八条を加える。

[当初案]

（卸売市場法の一部改正）

第一条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第四十八条第二項中「開設者」を「農林水産大臣」に、「卸売業者若しくは仲卸業者」を「中央卸売市場の開設者」に、「その職員」を「当該職員」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第一項又は」を削り、「職員」を「当該職員」に改め、同条第四項中「第一項又は」を削り、同条を第十二条とし、第三章中同条の前に次の八条を加える。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		目次	目次
第一章	総則（第一条・第二条）	第一章	総則（第一条・第三条）
第二章	卸売市場に関する基本方針（第三条）	第二章	卸売市場整備基本方針等（第四条—第六条）
第三章	中央卸売市場（第四条—第十二条）	第三章	中央卸売市場
第四章	地方卸売市場（第十三条—第十五条）	第一節 開設（第七条—第十四条）	第一節 開設（第七条—第十四条）
第五章	雜則（第十六条・第十七条）	第二節 卸売業者等（第十五条—第三十三条）	第二節 卸売業者等（第十五条—第三十三条）
第六章	罰則（第十八条・第十九条）	第三節 売買取引（第三十四条—第四十七条）	第三節 売買取引（第三十四条—第四十七条）
附則		第四節 監督（第四十八条—第五十一条）	第四節 監督（第四十八条—第五十一条）
		第五節 雜則（第五十二条—第五十四条）	第五節 雜則（第五十二条—第五十四条）
		第四章 地方卸売市場	第四章 地方卸売市場
		第一節 開設及び卸売の業務についての許可（第五十五条—第六十条）	第一節 開設及び卸売の業務についての規制及び監督（第六十一条—第六十六条）
		第二節 業務についての規制及び監督（第六十一条—第六十六条）	第二節 業務についての規制及び監督（第六十一条—第六十六条）
		第三節 雜則（第六十七条—第六十九条）	第三節 雜則（第六十七条—第六十九条）
第五章	都道府県卸売市場審議会（第七十条・第七十一条）		
第六章	雜則（第七十二条—第七十六条）		
第七章	罰則（第七十七条—第八十三条）		
附則			

める区分ごとに毎日の卸売の数量、価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

(削る。)

(中央卸売市場の認定)

(新設)

第四節 監督

- 第四条 卸売市場（その施設の規模が一定の規模以上であることその他農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。）であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができます。
- 2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を農林水産大臣に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。
- 一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 卸売市場の名称
- 三 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項
- 四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項
- 五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項
- 六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
- 七 卸売市場の卸売業者に関する事項
- 八 その他農林水産省令で定める事項
- 3 申請書には、その申請に係る卸売市場の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を添付しなければならない。

業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に對して、不當に差別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項（前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところ

により公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行ふこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いを行ふこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売すること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。）を公表すること。
五 受託拒否の禁止	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこ

六 決済の確保

と。

(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。

(二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。

七 売買取引の結果等の公表

卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六

前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。

口 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められている」と。

ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

6 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場（次項及び第十八条第一号を除き、以下「中央卸売市場」という。）に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 開設者の名称及び住所

二 中央卸売市場の名称

三 中央卸売市場の位置及び取扱品目

7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

（欠格事由）

第五条 地方公共団体以外の者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の認定を受けることができない。

一 法人でない者

（新設）

二 その法人又はその業務を行う役員がこの法律その他生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から二年を経過しないもの

三 第十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、

又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定により第十三条第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

四 第十一条第一項の規定による前条第一項の認定の取消し又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつてている法人

(変更の認定)

第六条 中央卸売市場の開設者は、第四条第二項各号に掲げる事項又

は業務規程の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。

2 中央卸売市場の開設者は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 第四条第二項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(新設)

(中央卸売市場の休止及び廃止)

第七条 中央卸売市場の開設者は、その中央卸売市場の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を、取引参加者に通知するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定の失効)

第八条 中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 当該中央卸売市場の業務の全部が廃止されたとき。
- 二 当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定があつたとき。
- 3 中央卸売市場の開設者は、当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定を受けようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(新設)

(新設)

(指導及び助言)

第九条 農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対し、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。

(措置命令)

第十条 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営

を確保するために必要があると認めるときは、その開設者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第十一条 農林水産大臣は、中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 当該中央卸売市場が、第四条第一項の農林水産省令で定める基準に該当しないこととなつたとき。
- 二 当該中央卸売市場が、第四条第五項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。
- 三 その開設者が、第五条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。
- 四 その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第四条第一項の認定（第六条第一項の変更の認定を含む。）又は第十三条第一項の認定（第十四条において読み替えて準用する第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けたことが判明したとき。
- 五 その開設者が、次条第一項若しくは第二項（これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項（第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 六 その開設者が、この法律若しくは第五条第二号の政令で定める

(新設)

(新設)

法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(報告及び検査)

第十二条 中央卸売市場の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該中央卸売市場の運営の状況を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸

売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 開設者は、この法律の施行に必要な限度において、卸売業者若しくは仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督処分)

第四十九条 農林水産大臣は、開設者が、この法律若しくはこの法律

事例8

【長官指摘事項】章の削除をしてから条を移動する場合の注意点について

○勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）

〔長官了の改め文〕

（勤労青少年福祉法の一部改正）

第一条 勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四章を削る。

第五章の章名を削る。

第十三条及び第十四条を削る。

第十二条の見出し中「勤労青少年」を「青少年」に改め、同条中「勤労青少年」を「青少年」に改め、「(昭和四十四年法律第六十四号)」及び「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削り、同条を第十九条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 雜則

〔当初案〕

（勤労青少年福祉法の一部改正）

第一条 勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四章を削る。

第十三条及び第十四条を削り、第十二条の見出し中「勤労青少年」を「青少年」に改め、同条中「勤労青少年」を「青少年」に改め、「(昭和四十四年法律第六十四号)」及び「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削り、同条を第十九条とする。

※ 長官の意図は、当初案では、第十二条を第十九条とすると、その直前で第四章を削っているため、同条が何章に入るか不明確であることから、章名の改正がないにもかかわらず、章名を削った上で同じ章名を付け直すことで、第十九条が第四章に入ることを明確化したもの、と推測される。

(注) 第五章は、改正前後ともに「第五章 雜則」であった。

（傍線部分は改正部分）

改	正	案	現	行
			勤労青少年福祉法	
目次	青少年の雇用の促進等に関する法律			
第一章 総則（第一条—第七条）			目次	
第二章 青少年雇用対策基本方針（第八条）			第一章 総則（第一条—第五条）	
第三章 青少年の適職の選択に関する措置			第二章 勤労青少年福祉対策基本方針等（第六条・第七条）	
第一節 公共職業安定所による職業指導等（第九条—第十二条）			第三章 福祉の措置（第八条—第十四条）	
第二節 基準に適合する事業主の認定等（第十二条—第十六条）				
第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置（第十七条—第十九条）				
第五章 雜則（第二十条—第二十八条）				
第六章 罰則（第二十九条—第三十三条）				
附則				
（目的）				
第一条 この法律は、青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業（以下「適職」という。）の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に發揮することができるようにして、もつて福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。				
（基本的理念）				
第二条 全て青少年は、将来の経済及び社会を担う者であることに				
（基本的理念）				
第二条 すべて勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事				

鑑み、青少年が、その意欲及び能力に応じて、充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人として健やかに成育するよう配慮されるものとする。

第三条 青少年である労働者は、将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、自ら進んで有為な職業人として成育するよう努めなければならない。

(事業主等の責務)

第四条 事業主は、青少年について、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有效地に發揮することができるよう努めなければならない。

2 職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。）、募集受託者（同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。）、労働者の募集に関する情報を提供することを業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うよう努めなければならない。

(削除)

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国は、青少年について、適職の選択を可能とする環境の整

する者であり、かつ、特に将来の産業及び社会をになう者であることにかんがみ、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成育するよう配慮されるものとする。

第三条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすんで有為な職業人として成育するよう努めなければならない。

(関係者の責務)

第四条 事業主は、その雇用する勤労青少年の福祉を増進するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤労青少年の福祉を増進するよう努めなければならない。

3 事業主がその雇用する勤労青少年の福祉の増進のための措置を講じ、又は国若しくは地方公共団体が勤労青少年の福祉の増進のための施策を講ずるにあたつては、事業主又は国若しくは地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

(勤労青少年の日)

第五条 ひろく国民が勤労青少年の福祉についての关心と理解を深

備、職業能力の開発及び向上その他福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、地域の実情に応じ、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他青少年の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのつとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(指針)

第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に關し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するため必要な指針を定め、これを公表するものとする。

第二章 青少年雇用対策基本方針

(新設)

第二章 勤労青少年福祉対策基本方針等

(勤労青少年福祉対策基本方針)

第八条 厚生労働大臣は、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に關する措置等に関する施策の基本となるべき方針（以下この条及び第二十四条において「青少年雇用対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 青少年雇用対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 青少年の職業生活の動向に関する事項

め、かつ、勤労青少年がみずからすんで有為な職業人としてすこやかに成育しようとする意欲をたかめるため、勤労青少年の日を設ける。

3 2 勤労青少年の日は、七月の第三土曜日とする。
国及び地方公共団体は、勤労青少年の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

2 勤労青少年福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
一 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

二 青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、青少年の福祉の増進を図るため

に講じようとする施策の基本となるべき事項

3

青少年雇用対策基本方針は、青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定めなければならない。

4 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聞くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、青少年雇用対策基本方針の変更について準用する。

(削除)

二 勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項

(新設)

3

勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定めなければならない。

4 勤労青少年福祉対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聞くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 勤労青少年福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、勤労青少年福祉対策基本方針の変更について準用する。

(都道府県勤労青少年福祉事業計画)

第七条 都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基本方針を参考して、当該都道府県における勤労青少年の福祉に関する事業の基本となるべき計画（以下「都道府県勤労青少年福祉事業計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県勤労青少年福祉事業計画においては、おおむね前条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めるに当たつて必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見を聞くものとする。

4 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。

5 前条第三項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定について、前二項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の変更について準用する。

第三章 青少年の適職の選択に関する措置

第三章 福祉の措置

第一節 公共職業安定所による職業指導等

(新設)

(職業指導等)

第九条 公共職業安定所は、青少年が適職を選択することを可能とするため、青少年その他の関係者に対し雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業経験がないこと、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（以下「学校」という。）を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他青少年の状況に応じた職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第八条 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他の関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適応した職業指導を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第十条 公共職業安定所は、青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、青少年その他の関係者に対し相談に応じ、及び必要な指導を行うものとする。

(国と地方公共団体の連携)

第十一条 国及び地方公共団体は、青少年が希望する地域において適職を選択することを可能とするため、相互に連携を図りつつ、地域における青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(新設)

第九条 職業安定機関は、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、勤労青少年その他の関係者に対して、相談に応じ、及び必要な指導を行なうことができる。

(削除)

第十条 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、勤労青少年その他の関係者に対して、相談に応じ及び必要な指導を行なうことを当該業務について熱意と識見を有する者に委託することができる。

第二節 基準に適合する事業主の認定等

(新設)

(基準に適合する事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、事業主（常時雇用する労働者の数が三百人以下のもに限る。）からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に關し、その実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十三条 前条の認定を受けた事業主（次条及び第十五条において「認定事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができます。
2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十四条 厚生労働大臣は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
一 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
三 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十五条 承認中小事業主団体の構成員である認定事業主が、当該承認中小事業主団体をして青少年の募集及び採用を担当する者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である認定事業主については、適用しない。

(新設)

(新設)

この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で認定事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である認定事業主に対して青少年の募集及び採用を担当する者の募集についての相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行つたものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十五条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるの

は「期間」と読み替えるものとする。

6 | 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは、「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十五条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項」とする。

7 | 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十六条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置

(職業能力の開発及び向上に関する啓発活動等)

第十七条 国、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、青少年がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、青少年その他関係者に対して、職業能力の開発及び向上に関する啓発活動を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練等の措置)

第十八条 国は、青少年の職業能力の開発及び向上を図るため、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用の促進、職業能力開発促進法（昭和

(新設)

(職業訓練に関する啓もう宣伝等)

第十九条 国、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

四十四年法律第六十四号) 第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書の普及の促進その他必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練又は教育を受ける青少年に対する配慮)

第十九条 事業主は、その雇用する青少年が職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する準則訓練又は学校教育法第四条第一項に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の定期制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるよう配慮をするように努めなければならない。

(職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮)

第十二条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十七条第一項に規定する準則訓練又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の定期制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該勤労青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるよう配慮をするように努めなければならない。

(削除)

(勤労青少年福祉推進者)

第十三条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職場に適応する二とを容易にするため、事業場ごとに、必要な指導、相談、レクリエーション等の事項を担当する者(以下「勤労青少年福祉推進者」という。)を選任するように努めなければならない。

2 前項の事業場の範囲及び勤労青少年福祉推進者の資格に関する事項は、厚生労働省令で定める。

(余暇の有効活用)

第十四条 国及び地方公共団体は、勤労青少年の勤労による疲労の回復とすこやかな成育に資するため、勤労青少年の勤労の余暇の有効な活用に必要なレクリエーションその他の事業が実施されるよう努めるとともに、勤労青少年の健全なクラブ活動を援助する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(削除)

(削除)

(勤労青少年ホーム)

第十五条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するよう努めなければならない。

2 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行ない、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行なうこととする施設とする。

3 厚生労働大臣は、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

(削除)

(勤労青少年ホーム指導員)

第十六条 勤労青少年ホームには、勤労青少年に対する相談及び指導の業務を担当する職員（以下「勤労青少年ホーム指導員」という。）を置くよう努めなければならない。

2 勤労青少年ホーム指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、厚生労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

(削除)

第五章 雜則

(労働に関する法令に関する知識の付与)

第二十条 国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するよう努めなければならない。

(事業主等に対する援助)

第二十一条 国は、青少年の福祉の増進を図るため、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者に対する、必要な助言、指導その他

(国の助言等)

第十八条 国は、勤労青少年の福祉を増進するための事業を推進するため必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなけ

の援助を行うように努めなければならない。

ればならない。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十二条 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、事業主及び職業紹介事業者等に対して、報告を求める、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(相談及び援助)

第二十三条 公共職業安定所は、この法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。

(調査等)

第二十四条 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めるについて必要な調査を実施するものとする。

2・3 (略)

(権限の委任)

第二十五条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

(船員に関する特例)

第二十七条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六

(新設)

第十九条 厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるについて必要な調査を実施するものとする。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(船員に関する特例)

第二十条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六

条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に關しては、第四条第二項中「職業紹介事業者（職業安定法）（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法）（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者」と、「第三十九条」とあるのは「第四十四条第二項」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、「第六条中「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、「第七条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「国土交通大臣」と、「第八条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「第十条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「第十二条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「第十三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「第十四条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「第十五条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「第二十条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「第二十一条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「第二十二条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「第二十三条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「第二十四条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「第二十五条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、「前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

(適用除外)

第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に關しては、第六条第一項、同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第十九条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「第六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、「第十三条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

第二十八条 第四条第一項、第六条、第七条、第十二条から第十六条まで、第十九条、第二十一条及び第二十二条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

第六章 罰則

(新設)

第二十九条 第十五条第五項において準用する職業安定法第四十一條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者
- 三 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(新設)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定に違反した者
- 二 第十五条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十五条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

(新設)

の他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

事例9

【長官指摘事項】移動を伴う章名の改正について

○医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第〇〇〇号）

〔長官了の改め文〕

（医師法の一部改正）

第四条 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第三章の二の章名中「臨床研修」を「研修」に改め、同章中第十六条の六の次に次の三条を加える。

第十六条の七 （略）

第十六条の八 （略）

第十六条の九 （略）

第三章の二を第四章とする。

〔当初案〕

（医師法の一部改正）

第四条 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二 研修

第三章の二中第十六条の六の次に次の三条を加える。

第十六条の七 （略）

第十六条の八 （略）

第十六条の九 （略）

第三章の二を第四章とする。

※ 長官の意図としては、当初案では移動前の章名が官報に掲載されてしまい、一見すると2度いじり禁止の原則に抵触するようにみえてしまうため、と推測される。

○

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（抄）（第四条関係）

【公布日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案
現
行

第一章 総則

第一条の二 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、学校教育法

（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、公衆衛生の向上及び増進を図り、国民の健康な生活を確保するため、医師がその資質の向上を図ることができるように、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第十一條 医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。
一 大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者

（新設）

第一章 総則

第十一條 医師国家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）において、医学の正規の課程を修めて卒業した者

（略）

三 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有しつつ、且つ、適當と認定したもの

二 （略）

三 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有しつつ、且つ、適當と認定したもの

第四章 研修

第三章の二 臨床研修

第十六条の七 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、医療提供体制（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する医療提供体制をいう。次条第一項において同じ。）の確保に与える影響に配慮して医師の研修が行われるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第十六条の八

医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならぬ。

2 厚生労働大臣は、前項の団体を定める厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならぬ。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、医療法第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第十六条の九 厚生労働大臣は、医師が医療に関する最新の知見及

（新設）

（新設）

（新設）

び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体に対し、当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聽かなければならぬ。

3 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により、厚生労働大臣から研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請されたときは、当該要請に応じるよう努めなければならない。

第五章 業務

第六章 医師試験委員

第七章 雜則

第八章 罰則

第四章 業務

第五章 医師試験委員

第五章の二 雜則

第六章 罰則